

金融で地方財政を支え地域の未来を拓く





CONTENTS

理事長挨拶

アロフィール 経営理念	05	2章 業務の紹介	
		貸付業務	
1章 事業概況		1 概要	26
令和2年度事業実績		2 貸付利率	28
1 貸付けの実績	08	3 貸付けの審査体制	30
2 資金調達の実績	10	4 貸付実績・貸付残高	31
3 地方支援業務の実績	14	5 貸付対象事業の紹介	33
4 決算の概況	16	資金調達業務	
令和3年度の事業実施方針		1 機構債券の種類	41
1 貸付業務	18	2 資金調達の基本スタンス	42
2 資金調達業務	18	3 機構債券の特徴	43
3 地方支援業務	20	4 資金調達実績の推移	44
4 リスク管理及び内部統制	21	地方支援業務	
5 国庫納付	21	1 基本姿勢	45
SDGs (持続可能な開発目標) への貢献	22	2 地方支援業務の概要	45

67



2音	業務運営体制
2 早	未份理呂仰心

→ 沖縄県石垣市石垣島離島ターミナル(港湾整備事業)

機構の基本的な性組み	
1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	50
2 出資金	51
ガバナンス	
1 ガバナンス	52
2 財務報告に係る内部統制の評価	54
3 内部監査	55
一般勘定と管理勘定	56
リスク管理	
1 リスク管理全般	58
2 個別リスク管理	59
コンプライアンス(法令等遵守)	65
ディスクロージャー	66

機構の役割及び今後のあり方

地方債制度における機構の役割

沿革

組織図

役員・所在地

機構の業務の)あり方検討	72
5章	機構の財務状況	
財務諸表 参考情報		76 104
6章	参考資料・機構データ	
参考資料 機構データ		110

133

134

Message 2021

理事長挨拶

先行きが見通せない状況下でも 地域の未来を拓く使命に 邁進します。



コロナ禍における迅速な業務対応と 経済構造の転換に向けたデジタル化支援

地方公共団体金融機構は、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通することを主たる 任務として、全地方公共団体の出資の下、法律に基づき設立された地方共同法人です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が全世界の政治・経済・社会に大きな影響を及ぼした 1年となりました。日本においても、国民の命と暮らしを守るため、政府により、「新型コロナウイ ルス感染症緊急経済対策」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が決定 され、累次の補正予算及び令和3年度当初予算が編成されました。

当機構においても、非常時における公的資金に対する地方公共団体の期待に応えるため、令和3年 度貸付計画においては、令和2年度の減収補塡債や、令和3年度において発行額が大幅に増大する臨時 財政対策債への対応を中心に、前年度比で8.500億円増額し、2兆5.100億円を計上いたしました。

加えて、ポストコロナに向けた経済構造の転換の観点からも喫緊の課題となっているデジタル 改革について、公庫債権金利変動準備金を令和3年度及び4年度に各々2,000億円活用することにより、 地域社会のデジタル化を集中的に推進しつつ、地方交付税総額を確保することとされました。

また、資金調達においては、調達条件の不断の改善に努め、グリーンボンドの発行など、ESG投資 の動向も踏まえつつ、地方公共団体の資金需要に適時適切に対応してまいります。

地方支援業務においては、令和3年度から市町村等にアドバイザーを派遣する「地方公共団体の 経営・財務マネジメント強化事業」を新たに実施することに加え、従来からの業務について、オン ライン形式の一層の活用により、充実を図ってまいります。

健全な財政運営に寄与するという 変わることのない役割

当機構は、今後とも、経営理念及びキャッチフレーズ(「金融で地方財政を支え 地域の未来を 拓く |) の下、機構及び地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中、地方公共団体の幅広い 意見や課題、ニーズを十分踏まえ、地方共同の資金調達機関として求められる役割を果たし、機構 自身の信用力に直結する課題でもある地方公共団体の健全な財政運営にも貢献できるよう、さら なる努力を重ねてまいりますので、関係各位の御協力・御支援を宜しくお願い申し上げます。

プロフィール

Profile

目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること。

シンボルマーク



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

法 人 名: 地方公共団体金融機構(略称:地方金融機構)

英 文 名 称: Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)

立: 平成20年8月1日(平成21年6月1日改組)

根 拠 法: 地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)

所 在 地: 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

理 事 長:佐藤文俊

出 資 金: 166億円(全都道府県、市区町村等による出資)

職 員 数: 91人(令和3年4月現在)

令和2年度末

貸 付 残 高: 23兆1,443億円

令和2年度末

債券発行等残高: 20兆7,091億円

格 付: S&P:A+

Moody's:A1

R&I:AA+ (令和3年3月31日現在)

経営理念

Philosophy

地方公共団体金融機構は、

全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、 金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、 次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。



地方の政策ニーズへの 積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化 や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細 かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、 各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における 確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明 責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を 安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発 展に貢献します。

強固なガバナンスの下で 地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営 審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体と の対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

1章

事業概況

令和2年度事業実績

貸付けの実績 08
 資金調達の実績 10
 地方支援業務の実績 14

4 決算の概況 16

令和3年度の事業実施方針

1 貸付業務 18

2 資金調達業務 18

3 地方支援業務 20

4 リスク管理及び内部統制 21

5 国庫納付 21

SDGs (持続可能な開発目標)

への貢献

/22



人々の快適な 生活基盤となる インフラ整備の 一助として



▶交通事業 [詳細は34頁を参照]



熊本県熊本市交通局 0800系超低床車



→貸付けの実績

令和2年度は、貸付計画額を1,008億円下回り、1兆5,592億円の貸付けを行いました。これは、新型コロナ ウイルス感染症の拡大により、地方公共団体の税収が大幅に減少したことから、臨時財政対策債の一部を 減収補塡債に振り替え、その多くを令和3年度の貸付けとしたこと等によるものです。

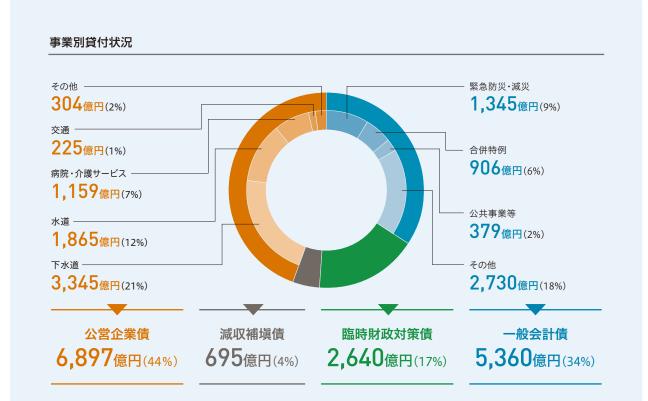
なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や合併特例事業等の一般会計債5.360億円(全体の34%)、臨時 財政対策債2,640億円(全体の17%)、減収補塡債695億円(全体の4%)、下水道事業や水道事業等の公営 企業債6,897億円(全体の44%)となっています。

令和2年度事業別貸付状況

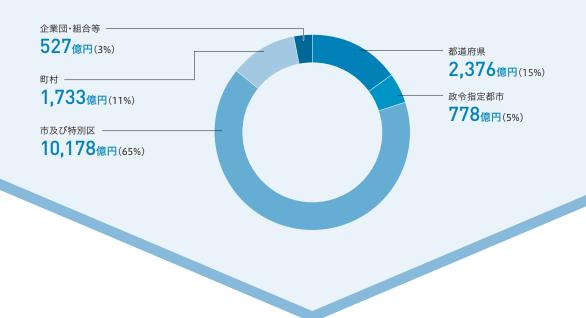
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	☆///////////////////////////////////	貸付	貸付額	
項目 	貸付件数		構成比	
一般会計債				
公共事業等	496件	379億円	2.4%	
公営住宅事業	117件	151億円	1.0%	
学校教育施設等整備事業	247件	134億円	0.9%	
社会福祉施設整備事業	207件	83億円	0.5%	
一般廃棄物処理事業	75件	100億円	0.6%	
一般補助施設整備等事業 [*]	9件	15億円	0.1%	
一般事業	69件	60億円	0.4%	
地域活性化事業	214件	114億円	0.7%	
防災対策事業	404件	112億円	0.7%	
地方道路等整備事業	353件	265億円	1.7%	
合併特例事業	455件	906億円	5.8%	
緊急防災・減災事業	1,600件	1,345億円	8.6%	
公共施設等適正管理推進事業	727件	875億円	5.6%	
緊急自然災害防止対策事業	728件	609億円	3.9%	
過疎対策事業	771件	213億円	1.4%	
<u></u>	6,472件	5,360億円	34.4%	
、 学企業債				
水道事業	1,328件	1,865億円	12.0%	
工業用水道事業	87件	72億円	0.5%	
交通事業	33件	225億円	1.4%	
電気事業・ガス事業	27件	42億円	0.3%	
港湾整備事業	19件	22億円	0.1%	
病院事業・介護サービス事業	595件	1,159億円	7.4%	
市場事業・と畜場事業	53件	166億円	1.1%	
下水道事業	2,461件	3,345億円	21.5%	
観光その他事業	12件	2億円	0.0%	
<u></u>	4,615件	6,897億円	44.2%	
_{安災施設借換債}	-	-	0.0%	
a時財政対策債	587件	2,640億円	16.9%	
或収補塡債	5件	695億円	4.5%	
	11,679件	15,592億円	100.0%	

⁽注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

[※]一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。



団体種別貸付状況



令和2年度貸付額

1兆5,592億円

. ※四捨五入により計が一致しないことがあります。

2→資金調達の実績

1. 調達額

令和2年度は2兆5,598億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行による調達総額は2兆4,087億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は600億円となりました。それに加え、長期借入による調達を910億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆8,597億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債、スポット債及び国外債 (MTNプログラムによる外貨建債券)といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額1兆2,585億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス枠を活用し、10年債、20年債、5年債、30年債及びFLIP債を当初計画額から増額するとともに、スポット債として30年債及び40年債を発行しました。国外債については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和2年5月及び9月に米ドル建て5年債15億米ドル(計3,184億円相当*)を、令和3年2月に当機構2回目となるグリーンボンドユーロ建て7年債5億ユーロ(636億円相当*)を、さらに同月に米ドル建て10年債12.5億米ドル(1,300億円相当*)をそれぞれ発行しました。プライベート・プレイスメントについては、米ドル建て及び豪ドル建てで計828億円相当*、個人向け売出外債は豪ドル建てで計63億円相当*発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会)の引受けによる債券を5.490億円発行しました。

この結果、令和2年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は20兆4,151億円、借入金の残高は2,940億円となっています。

- (注1)債券発行額については、発行価額ベースの金額を億円未満切り捨てで記載しています。
- (注 2)機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。
- ※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を切り捨てした金額を記載しています。

令和2年度 資金調達実績額

1 地方金融機構債(政府保証のない債券)

(1) 公募債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
国内債	7,400億円	12,585億円
10年債	2,600億円	3,850億円
20年債	1,100億円	1,900億円
5年債	200億円	300億円
30年債	200億円	450億円
スポット債	-	100億円
FLIP債	3,300億円	5,985億円
国外債	3,000億円	6,012億円
 フレックス枠	2,000億円	-
計	12,400億円	18,597億円

- ※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、 長期借入の増額等に活用しています。
- ※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。
- ※計画額については、7月・12月及び2月に見直しを行い、18,750億円に増額しています。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額(当初)	実績額
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,500 億円	1,500 億円
20 年債	1,500 億円	1,500 億円
地共済引受債	2,350 億円	2,490 億円
10 年債	1,100 億円	1,175 億円
20 年債	1,250 億円	1,315 億円
計	5,350 億円	5,490 億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地 共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共 済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済 組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

計画額	実績額
750 億円	910 億円

3 政府保証債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
4年債	600 億円	600 億円
計	600 億円	600 億円

参考

FLIP (Flexible Issuance Program:柔軟な起債運営)債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発 行する機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和2年度には計94件5,985億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大200億円となっ ています。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。 (原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く。)		
1回の発行額	30億円以上		
	2年~10年	41件 3,525億円	
令和 2 年度年限別発行実績	11年~20年	37件 1,840億円	
	21年~40年	16件 620億円	

スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、原則、10年債、20年債、5年債及び30年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式に より機動的に発行する債券です。

令和2年度には、30年債を1件100億円、40年債を1件100億円発行しました。

MTNプログラムの概要

MTN (Medium Term Notes)プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類に ついて合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場にお いて機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設 定しています。

令和2年度には、ベンチマーク債42.5億米ドル及び5億ユーロ(グリーンボンド)、プライベート・プレイスメントを8.92億米ドル 相当*、並びに個人向け売出外債0.83億豪ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	上場	ルクセンブルク証券取	引所(非規制市場)
保証	非政府保証	_	米ドル	140.57億米ドル
発行限度額	3兆円		ユーロ	20.8億ユーロ
通貨	マルチカレンシー	通貨別発行残高	豪ドル	16.62億豪ドル
準拠法	英国法		ニュージーランドドル	0億ニュージーランドドル

※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、日本銀行の「長短金利操作 (イールドカーブ・コントロール)付き量的・質的金融緩和政策」のもと、低金利環境での発行となりました。

10年債については、国債金利が比較的安定して推移する中、良好な需給環境が継続しました。そのため、 対国債スプレッドは7月、8月、9月、12月及び2月にそれぞれ1.0bpずつタイト化し、2月には国債対比 8.0bpでの発行となり、3月も同水準での発行が継続しました。

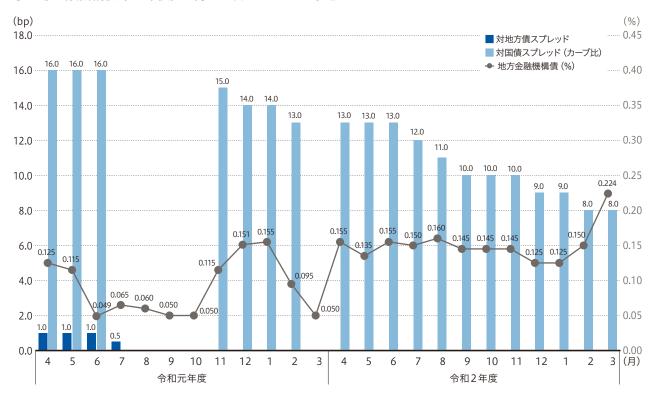
この間、利回りについては0.125%~0.225%程度で推移しました。

5年債については、マイナス利回りで推移した同年限の国債の代替としての需要が、20年債及び30年債については、利回りを求める需要がそれぞれ堅調であったことから、タイトなスプレッドで推移しました。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※令和2年度における各債券の発行条件については129頁~132頁を参照

①地方金融機構債(10年債)の利回り及びスプレッド推移



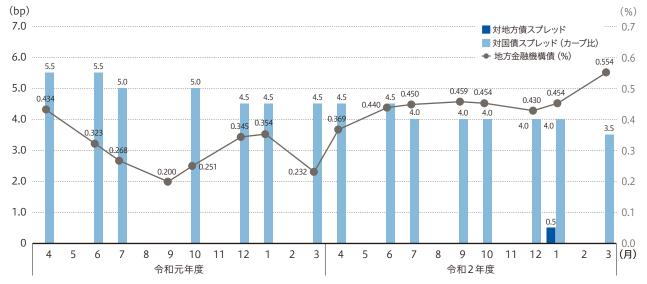
※地方金融機構債(10年債)は、原則として10年国債入札の1週間後に条件決定を行っています。

カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。

「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績です。

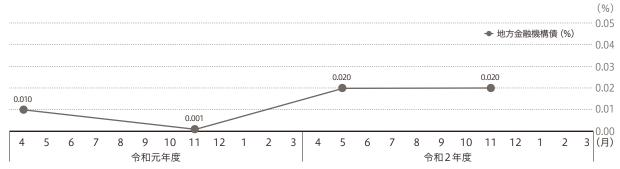
令和元年7月~10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定しています。

②地方金融機構債(20年債)の利回り及びスプレッド推移



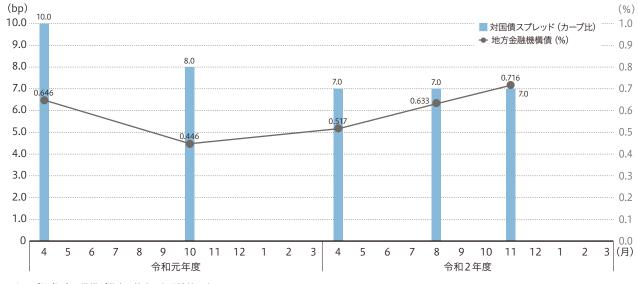
※カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値です。 「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績です。 令和元年9月は下限利率にて条件決定しています。

③地方金融機構債 (5年債) の利回り推移



※絶対値によるプライシングを実施しています。 対地方債スプレッド差はありません。

④地方金融機構債(30年債)の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。 対地方債スプレッド差はありません。

3→地方支援業務の実績

1. 調査研究

■地方財政に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法・課題について調査研究を実施しま した。

〈調査研究テーマ〉

大規模災害後の地方公共団体の財政運営

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における指定金融機関との取引等に関する実態調査を実施しました。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度や、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関の最新の動向等について専門機関との連携を図りつつ調査研究を実施しました。

2. 人材育成 · 実務支援

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っている団体からの報告、所管省庁からの制度等の解説等を織り込んだセミナーを、集合形式の開催は1カ所以外は中止し、動画配信(オンデマンド)を中心に実施しました。

	開催時期	開催形式	テーマ
JFM	7月	集合形式(東京)	地方公会計制度の活用及び公共施設等の再編・統合
地方財政セミナー	2~3月	動画配信	地方公式計制度の活用及の公共地改等の再編・続合
JFM 地方公営企業セミナー	2~3月	動画配信	地方公営企業会計適用拡大及び経営戦略策定

■地方公営企業実務講習会

地方公営企業会計適用拡大、地方公営企業の経営戦略策定に係る取組を実務的に支援するための研修を 予定していましたが、集合形式の開催は中止し、専門家派遣事業の活用を推奨しました。

■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で、 集合形式で開催する予定でしたが、中止し、動画配信(ライブ、オンデマンド)により実施しました。

令和2年7月2日 テーマ「地域の未来のために~SDGsにどう取り組むか」

■資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、財政制度や資金調達に係 る基本的な事項(制度編・金融編・経済編)の研修を、集合形式の開催は中止し、 5~6月に動画配信(オンデマンド)により実施しました。



■資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、制度や資金運用に係る基 本的な事項(関係法令・債券運用の基礎等)の研修を、集合形式の開催は中止し、10~12月に動画配信(オン デマンド) により実施しました。

■宿泊型専門研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得す るための短期集中型研修を、研修機関と共同で開催予定としていましたが、中止し資金調達入門研修・資金 運用入門研修の動画配信の視聴を推奨しました。

■出前講座

地方公共団体の個別ニーズに応じて、機構職員を講師として派遣し、資金調達や資金運用、財政運営等に 関するオーダーメイド型の講義を、WEB会議システムによるオンライン形式を中心に実施しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利の見方	地方債の金利の見方や、基準となるさまざまな金利を解説。
スプレッド分析	金利スワップレートなどの基準となる金利をもとにスプレッドを推計する手法を解説し、講義と電卓を利用した演習を実施。
地方債の借入交渉	金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説。
資金運用のリスクと管理	歳計現金・基金等の運用に係る制度や預金、債券等の金融商品について解説するとともに、それら の抱えるリスクと管理の考え方を説明。
公会計導入と公会計決算の見方	公会計について、導入の背景とともに公会計決算の見方について解説。
財政分析と地方債管理	財政分析チャート「Octagon」による財政分析の手法を紹介するとともに、財政運営と地方債管 理のポイントについて解説。

■専門家派遣

①地方公営企業会計適用拡大及び地方公営企業の経営戦略策定への支援

新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解 消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポート を実施しました。

②地方公会計制度に係る活用・運用の支援

地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を支援するため、都道府県が主催する市区町村等を対象 とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施しました。

■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の資金調達、資金運用等における課題や疑問の解決に向け、電話やメール、WEB会議システムによるオンライン形式により、きめ細かなアドバイスを提供しました。

〈主な相談事例〉

- ・国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利の分析に関するアドバイス
- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
- ・資金管理・資金運用の方針や規程作成に関するアドバイス

3.情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できる財政分析チャート「Octagon」についてWEBベース化や分析内容の高機能化により「New Octagon」として大幅リニューアルしたほか、政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムに事例を追加するなど充実を図りました。また、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識、取組事例、学習用教材等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化しました。

◆決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、国内の長期金利が低位で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と 比べて298億円減少し2.599億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて189 億円減少し1.416億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて108億円減少し1,182億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて16億円増加の273億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

令和3年3月末の資産総額は、令和2年3月末と比べて5,109億円増加し24兆8,576億円となりました。 これは、現金預け金が5,489億円増加したこと等によるものです。

令和3年3月末の負債総額は、令和2年3月末と比べて4,941億円増加し24兆5,169億円となりました。 これは、債券が3,973億円増加したこと等によるものです。

令和3年3月末の純資産総額は、令和2年3月末と比べて167億円増加し3,406億円となりました。これは、 令和2年度における一般勘定の当期純利益273億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるもの です。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1.損益

(単位:百万円)

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
行口	十成30平反	一		前年度増減額
経常収益	318,863	289,727	259,923	△29,803
経常費用	179,428	160,663	141,675	△18,988
経常利益	139,434	129,063	118,247	△10,815
当期純利益	23,179	25,767	27,388	1,621

2.資産・負債・純資産

(単位:百万円)

	취묘	平成30年度 令和元年度 令和元年度		公知3年 帝	
	科目	十成30千良	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	令和2年度	前年度増減額
資産総	額	24,589,199	24,346,700	24,857,606	510,906
	貸付金	23,503,092	23,399,615	23,144,389	△255,225
	有価証券	180,000	365,500	593,000	227,500
	現金預け金	870,480	557,437	1,106,432	548,994
	その他上記以外	35,626	24,147	13,785	△10,362
負債総	額	24,294,008	24,022,803	24,516,985	494,181
	債券	20,392,179	20,013,462	20,410,767	397,304
	金融商品等受入担保金	27,630	58,073	33,480	△24,593
	地方公共団体健全化基金	920,287	920,287	920,287	-
	特別法上の準備金等	2,819,505	2,822,777	2,853,636	30,859
	金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	-
	公庫債権金利変動準備金	597,076	605,607	640,921	35,314
	利差補てん積立金	22,429	17,169	12,714	△4,454
	その他上記以外	134,406	208,202	298,813	90,610
純資産	総額	295,191	323,896	340,621	16,725

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

▶貸付業務

機構の令和3年度貸付計画額は、令和3年度の地方債計画における機構資金の計上額(通常収支対応分2兆 1.823億円、東日本大震災分3億円)を基礎として過去の執行実績等を勘案し、2兆5.100億円を計上しまし た。令和2年度貸付計画額1兆6,600億円から8,500億円・51.2%の増となりました。

■機構の貸付計画額

	令和3 年度		増減 (C) = (A) – (B)	增減率 (C) / (B)
貸付計画額	25,100 億円	16,600 億円	8,500 億円	51.2%

■地方債計画における機構資金

	令和3 年度 (A)	令和 2 年度 (B)	增減 (C) = (A) – (B)	增減率 (C) / (B)
機構資金	21,826 億円	18,225 億円	3,601 億円	19.8%
(内 訳)				
一般会計債	6,554 億円	6,365 億円	189 億円	3.0%
公営企業債	7,525 億円	7,715 億円	△ 190 億円	△ 2.5%
臨時財政対策債	7,747 億円	4,145 億円	3,602 億円	86.9%

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。 ※また、令和3年度貸付計画では減収補塡債分6,000億円を計上しています。

②資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公 募による発行を基本とし、令和3年度においては、公募債を1兆3,950億円、地方公務員共済組合連合会等の 引受けによる債券を5,300億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券 等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和3年度においては、2,400億円を発行す る予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては42頁をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL: https://www.jfm.go.jp/)

■資金調達計画額

1.地方金融機構債(政府保証のない債券)

(1) 公募債

	債券の種類	令和3年度	令和2年度実績
国内債		7,700億円	12,585億円
	10年債	2,800億円	3,850億円
	20年債	1,100億円	1,900億円
	5年債	200億円	300億円
	30年債	200億円	450億円
	スポット債	_	100億円
	FLIP債	3,400億円	5,985億円
国外債		3,500億円	6,012億円
フレックス	枠	2,750億円	-
	計	13,950億円	18,597億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類		令和3年度	令和2年度実績	
地共連引受債		3,000億円	3,000億円	
	10年債	1,500億円	1,500億円	
20年債		1,500億円	1,500億円	
地共済引受債		2,300億円	2,490億円	
	10年債	1,100億円	1,175億円	
	20年債	1,200億円	1,315億円	
計		5,300億円	5,490億円	

[※]地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組 合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2.長期借入

令和3年度	令和2年度実績	
750億円	910億円	

[※]このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3.政府保証債

債券の種類	令和3年度	令和2年度実績
4年債	2,400億円	600億円
計	2,400億円	600億円

[%]フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。

[※]令和2年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

3 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわた る課題の解決に資するため、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携さ せ、総合的な地方支援業務を実施します。

令和3年度は、公営企業会計の適用や公会計の整備等、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化に向け て、団体の状況や要請に応じ、個別市町村等にアドバイザーを派遣する事業を総務省との共同事業として創 設します。

また、地方財政制度や、公営企業会計適用・公会計整備等政策上の課題など幅広い分野にわたって学びの 機会を拡充するとともに、eラーニングを活用するなど多様な支援手法の充実を図ります。

さらに、調査研究の実施にあたっては、新たに国立大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査 研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むとともに、諸外国の地方財政制度、地域金融等に関する調 査研究について、専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組みます。







⁴ リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リ スクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財 務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、60頁から62頁をご覧ください。

5 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度 の2年間で総額4,000億円を国庫に納付することとされ、令和3年度は2,000億円を納付します。また、森林 整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額 2,300億円を国庫に納付することとされ、令和3年度は400億円を納付します。

加えて、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、 平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内を国庫に納付することとされ、令和3年度において も、同繰上償還の実績に応じた額を納付します。



※詳細は57頁を参照





機構における SDGs に向けた取組

貸付事業を通じたサステイナブルな街づくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の 更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方 公共団体への融資を通じ、地域の環境維持改善やサステイナブルな街づくりに寄与しています。

■機構の融資事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業













地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等 令和2年度貸付実績 807団体 3,345億円



長野県飯田市 松尾浄化管理センタ

交通事業







地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、 路面電車、モノレール、船舶等の交通事業 令和2年度貸付実績 13団体 225億円



熊本県熊本市交通局 0800系超低床車

病院事業





地方公共団体が経営する病院、診療所、 その他の医療施設による病院事業 令和2年度貸付実績 265団体 1,142億円



兵庫県神戸市 兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター

緊急防災・減災事業









地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための 事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地 域の防災力を強化するための施設の整備事業 令和2年度貸付実績 849団体 1,345億円



高知県黒潮町 佐賀地区津波避難タワ-

教育・福祉施設等整備事業















地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、 児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業 令和2年度貸付実績 255団体 217億円



青森県弘前市 裾野小学校

地方支援業務を通じた地方公共団体への貢献

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調 達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題につい て、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において、支 援を実施しております。



グリーンボンドを発行

機構では、令和3年2月、地方公共団体が行う下水道事業を資金使途とする2回目のグリーンボンド5億ユーロ (636億円相当)を昨年に引き続き発行しました。地方公共団体と連携し、資金使途について、事業内容や 環境効果をまとめ、地方公共団体のSDGsに関する取組を発信していきます。なお、機構のグリーンボンド は、グローバルな評価実績が豊富な第三者機関であるVigeo Eirisから最も良い評価を得ています。

機構のグリーンボンドについてのホームページ▶ https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html

※SDGsとは? Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193カ国が2016年から 2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと具体的なター ゲットとして169項目を設定しています。

2章

業務の紹介

貸付業務

	łп		-
-1	KD.	Щ.	υ.
	גוו	л	ፘ

2 貸付利率

3 貸付けの審査体制

4 貸付実績・貸付残高

5 貸付対象事業の紹介

資金調達業務

1 機構債券の種類

2 資金調達の基本スタンス 42

3 機構債券の特徴 43

4 資金調達実績の推移 44

地方支援業務

1 基本姿勢 45

2 地方支援業務の概要 45

26

28

30

31

33

41

高知県黒潮町 佐賀地区津波避難タフ

[緊急防災·減災事業]

頻発する 自然災害に備える 地方自治体の 取組を支援



▶緊急防災·減災事業 [詳細は37頁を参照]





北海道上川郡東川町立東川小学校

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。



概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に 対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ·公共事業等
- ·公営住宅事業
- 学校教育施設等整備事業
- · 社会福祉施設整備事業
- ·一般廃棄物処理事業
- · 一般事業
- ·地域活性化事業
- · 防災対策事業
- · 地方道路等整備事業
- · 合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ·公共施設等適正管理推進事業
- ·緊急自然災害防止対策事業
- ・過疎対策事業

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ·観光施設事業
- ・駐車場事業
- 産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

減収補塡債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債及び被災施設借換債を対象としています。

3.貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための 「受託貸付」も行っています。

4.償還期限

主な貸付対象の償還期限は、次のとおりです。

			令和3年度同	意 (許可)債**3		
	1	貸付対象事業	固定	 金利	利率見直し*1	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
	公	共 事 業 等 ^{※2}	年以内	年以内	年以内	年以内
	Δ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	25	5	25	5
		公営住宅事業	25	5	25	5
	 教育・福祉施設等	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
	製用・価値/// 一般 整備事業	社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
_	正师尹未	一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
般		一 般 事 業 ^{*2}	30	5	30	5
会	_	地 域 活 性 化 事 業	30	5	30	5
計	般	防 災 対 策 事 業	30	5	30	5
債	単	地方道路等整備事業	20	5	20	5
	独	合併特例事業	30	5	30	5
	事	緊急防災・減災事業	30	5	30	5
	業	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
	過 通	東 対 策 事 業 ^{※2}	30	5	40	5
	吃味 B+ T+ T+ T+ T+ T+	都道府県・政令指定都市	_	_	30	3
	臨時財政対策債	市町村	_	_	20	3
	減収補塡債*3	都道府県 • 政令指定都市	30	3	30	3
	減以開場頂	市町村	20	3	20	3
		水 道 事 業	30	5	40	5
		工業用水道事業	30	5	40	5
	<i>(</i>)	交 通 事 業 ^{*2}	30	5	40	5
	公	電 気 事 業*2	30	5	30	5
	営 企	ガス事業	25	5	25	5
	業	港 湾 整 備 事 業*2	30	5	40	5
	·····································	病 院 事 業 ^{*2}	30	5	30	5
	!	市場事業	30	5	40	5
		と畜場事業	30	5	30	5
		下 水 道 事 業	30	5	40	5

^{※1} 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債及び減収補塡債については、借入後5年ごと、10年ごと の見直し)となります。

^{※2} 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

^{※3} 減収補塡債の貸付けについては、令和2年度同意(許可)債となります。

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1.貸付利率

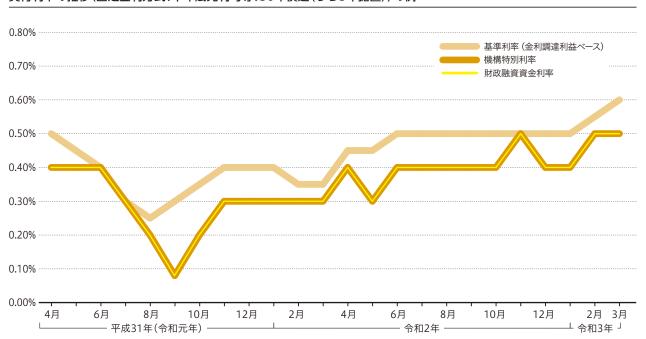
機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように 算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構 の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッ シュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理 事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げしたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債ならびに減収補塡債に適用されています。

なお、平成31年4月からの貸付利率の推移は次のとおりであり、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

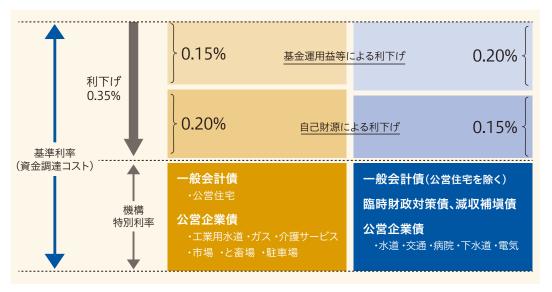
貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づ き、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公 共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構 特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成20年総務省令第87号)の規定に基づき、総務大臣が定めて います。



浦和競馬



松阪競輪



飯塚オート



ボートレース徳山

3→貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていること を前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法 律第94号)に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、 必要に応じ都道府県及び市町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに 必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、 必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。
- ①貸付予定団体・ 企業の確認
- ●財政状況・経営状況の把握
- ●ヒアリングの実施
- ②貸付時における確認 借入申込書類の確認
- ●同意(許可)額の把握等
- ●議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

- ③貸付後の確認 現地調査の実施
- ●貸付金・貸付事業の状況確認

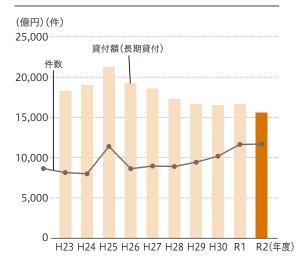
◆ 貸付実績・貸付残高

1.全体の貸付実績・貸付残高の推移

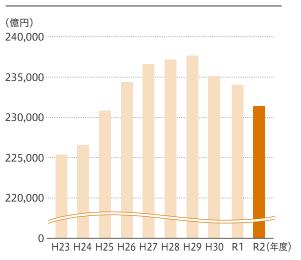
貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26 年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等に より減少に転じました。

令和2年度の貸付実績は1兆5.592億円であり、令和2年度末における貸付残高は23兆1.443億円となって います。

貸付実績の推移



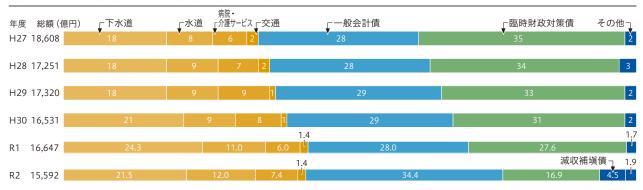
貸付残高の推移



2. 年度別・事業別貸付実績

令和2年度の事業別の貸付実績は、下水道事業が最も多く3,345億円で全体の21%を占め、次いで臨時財 政対策債が2,640億円で17%、水道事業が1,865億円で12%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



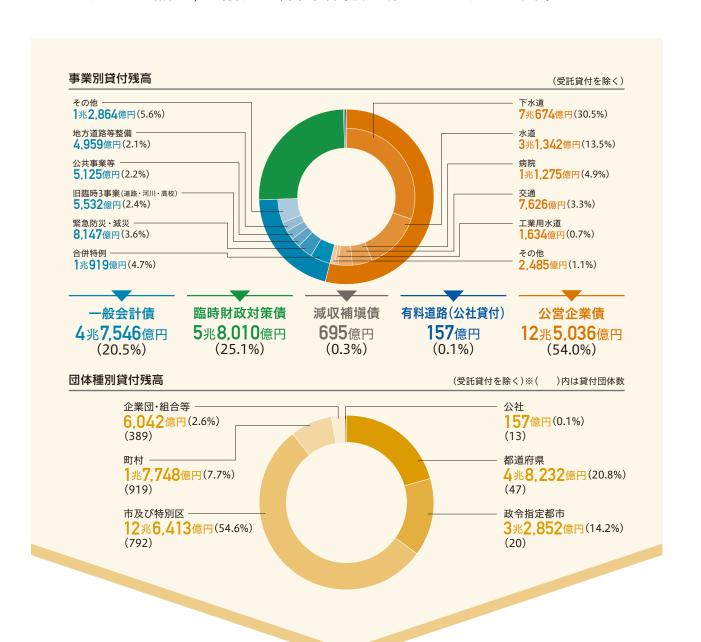
(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

3. 事業別 · 団体種別貸付残高

令和2年度末の貸付残高は23兆1.443億円で、これを事業別にみると下水道事業が7兆674億円で最も 多く全体の30.5%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆8,010億円で25.1%、水道事業が3兆1,342億円で 13.5%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和2年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,180団体 に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆4,161億円で最も多く 全体の62.3%を占めています。次いで、都道府県が4兆8,232億円で20.8%、政令指定都市が3兆2,852億円で 14.2%となっており、残り6.199億円が企業団・組合等及び公社で2.7%となっています。



令和2年度末貸付残高

23兆1,443億円 *PMRTA TITLE TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO

貸付対象事業の紹介

水道事業 (令和2年度貸付額 1,865億円)

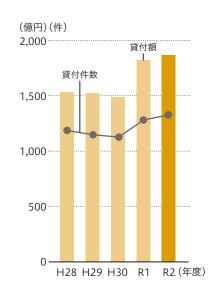


水道事業:金田配水場(千葉県木更津市)

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生 の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和元年度において地方公共団体が経営する水道事業(簡易 水道事業を含む)は、1,856事業あり、年間約134億㎡の給水を 行っており、令和元年度末における給水人口は約1億2,384万人 となっています。

水道普及率は、令和元年度末で97.4%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和元年度に貸し付けた事業とは限りません。

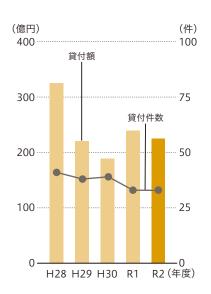
交通事業(令和2年度貸付額 225億円)



交通事業:熊本市交通局 0800系超低床車 (熊本県熊本市)

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶 等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和元年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス 事業24事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、モノ レール等事業2事業、船舶事業45事業の合計85事業あり、年間 延べ約35億人(1日平均948万人)に利用されています。



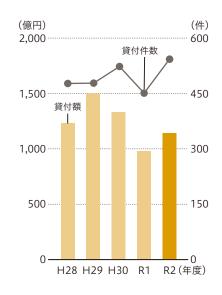
病院事業 (令和2年度貸付額 1,142億円*) ※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む



病院事業:厚木市立病院(神奈川県厚木市)

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供する ことが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備 が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特 殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

令和元年度において地方公共団体が開設する病院事業及び 公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、684事業 あり、これらの事業が有する病院の数は859病院(一般病院819、 精神科病院40)となっています。



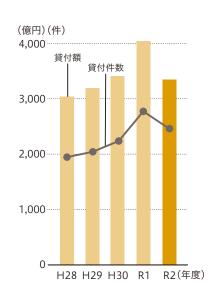
下水道事業(令和2年度貸付額 3,345億円)



下水道事業:塩尻市浄化センター(長野県塩尻市)

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水 の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な 役割を果たしています。

令和元年度において地方公共団体が経営する下水道事業 は、3,617事業あり、年間総処理水量(流域下水道分を除く 雨水処理水量と汚水処理水量の合計) は約152億㎡、令和 元年度末における現在処理区域内人口は1億522万人、汚水 処理人口普及率は91.7%となっています。



緊急防災・減災事業 (令和2年度貸付額 1,345億円)

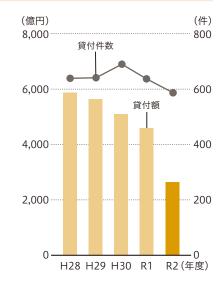
緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事 業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防 災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸 付対象となっています。



臨時財政対策債(令和2年度貸付額 2,640億円)

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うた め、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、特 別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたっ て支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその 全額が措置されることとなっています。



■ 減収補塡債(令和2年度貸付額 695億円)

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

■ 公共事業等(令和2年度貸付額 379億円)

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

■ 公営住宅事業(令和2年度貸付額 151億円)

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和元年度末では約238万戸が管理されています。

■ 学校教育施設等整備事業(令和2年度貸付額 134億円)

地方公共団体が単独事業として行う高等学校(一般事業の対象となるものを除く。)、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■ 社会福祉施設整備事業(令和2年度貸付額 83億円)

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■ 一般廃棄物処理事業(令和2年度貸付額 100億円)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■ 一般事業(令和2年度貸付額 60億円)

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業(中小河川の整備)や臨時高等学校改築等事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

■ 地域活性化事業(令和2年度貸付額 114億円)

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏 構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■防災対策事業(令和2年度貸付額 112億円)

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■地方道路等整備事業(令和2年度貸付額 265億円)

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■**合併特例事業**(令和2年度貸付額 906億円)

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に 伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計か らの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

■公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業(令和2年度貸付額 875億円)

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存 の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進 (立地適正化)等を貸付対象としたものです。

■緊急自然災害防止対策事業(令和2年度貸付額 609億円)

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■過疎対策事業(令和2年度貸付額 213億円)

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業です。

■工業用水道事業(令和2年度貸付額 72億円)

令和元年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、155事業253施設あり、5.895箇所の工場 等に年間約43億㎡を給水しています。

■電気事業・ガス事業(令和2年度貸付額 42億円)

令和元年度において地方公共団体が経営する電気事業は、98事業489発電所あり、発電能力は最大出力 267万kW、年間発電電力量は80億kWhに達しています。

また、令和元年度において地方公共団体が経営するガス事業は、25事業あり、69万戸の家庭に年間258億MJのガスを供給しています。

■ 港湾整備事業(令和2年度貸付額 22億円)

令和元年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、97事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、 倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■介護サービス事業(令和2年度貸付額 17億円)

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために 必要な機械器具の整備事業を行っています。

■市場事業(令和2年度貸付額 161億円)

令和元年度において地方公共団体が経営する市場事業は、152事業あり、年間の取扱量は、そ菜672万トン、 果実188万トン、水産物244万トン、肉類その他66万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献してい ます。

■と**畜場事業**(令和2年度貸付額 5億円)

令和元年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、53事業あり、年間処理実績は327万頭となっています。

■ 観光施設事業・産業廃棄物処理事業(令和2年度貸付額 1億円)

令和元年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業76事業、ロープウェイ43事業、 その他観光施設事業(温泉、城、資料館、動植物園等) 129事業の合計248事業あります。

■**駐車場事業**(令和2年度貸付額 1億円)

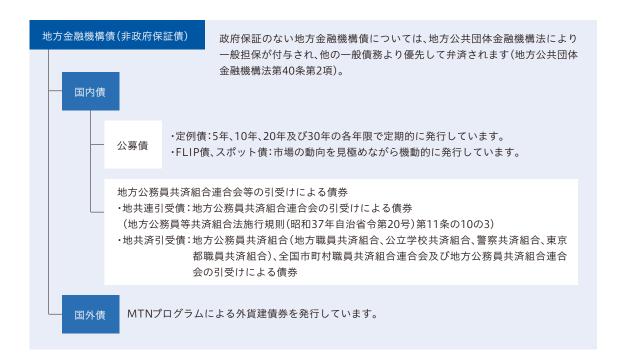
令和元年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、203事業629施設あり、公営駐車場の収容能力は約11万6千台、1日平均利用台数は約16万台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その原 資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

ト機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)のうち、 公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を 併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企 業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、 既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。 なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては11頁を参照

②資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、 積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる 信認を強化していきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による 投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債の継続的な発行、 プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを目的としたグリーンボンドを発行しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を強化できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しな がら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展 するよう積極的に貢献していきます。

▶機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えてい ます。

- ○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された 公的な機関であること
- ○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、 資産の安全性は極めて高いといえること
- ○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされて いることから、償還確実性が担保されていること(地方公共団体金融機構法第52条)

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- ○金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共 団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- ○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報セ ンター (R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10%(円建債)となっています。

このほか、海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る機構債券等(機構の発行する債券(公営企業金融公 庫が発行し、機構が承継する債券を含む。))の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。(令和3 年3月31日現在)

発行体格付(依頼)	S&P: A + Moody's: A 1 R&I: A A +	(令和3年3月31日 現在)
リスク・ウェイト(円建)	地方金融機構債:10%	(参考)国債·地方債:0% 政府保証債:0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条)	

◆ 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債(公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)及び 公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入に よる資金調達も行っています。

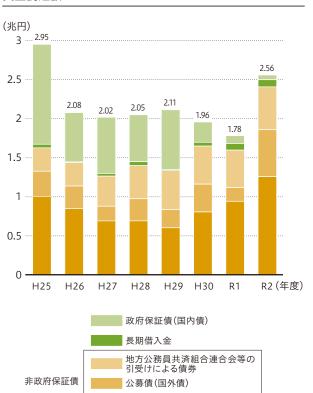
令和2年度の資金調達総額は2兆5.598億円となり、令和元年度と比較し増加しました。これは、政府保証 債の発行額が減少した一方で、長期借入による調達額や非政府保証の地方金融機構債及び地方公務員共済 組合連合会等の引受けによる債券の発行額が増加したことなどによるものです。

また、令和2年度末の債券発行残高は20兆4,151億円、借入金残高は2,940億円となっており、これらの合 計は20兆7,091億円となっています。

このうち、一般勘定の残高は15兆45億円、管理勘定の残高は5兆7,046億円となっています。平成20年度 の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成 28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注)債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。

資金調達額



公募債(国内債)

債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定については56頁を参照

※債券発行残高については、決算における償却原価法による 調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全 般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応 えていきます。

基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、 そのような変化を見据えながら、資金調達への支援に加え、財政運営の健全性の確保・向上に向け、総合的な 地方支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経 営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期観点から支援を行います。

また、様々な財政課題について調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するこ とで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱 を有機的に連携させていきます。

② 地方支援業務の概要

令和3年度は、公営企業会計の適用や公会計の整備等、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化に向け て、団体の状況や要請に応じ、個別市町村等にアドバイザーを派遣する事業を総務省との共同事業として創 設します。

また、地方財政制度や、公営企業会計適用・公会計整備等政策上の課題など幅広い分野にわたって学びの 機会を拡充するとともに、eラーニングを活用するなど多様な支援手法の充実を図ります。

さらに、調査研究の実施に当たっては、新たに国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携して、教育 及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むとともに、諸外国の地方財政制度、地域金融等に 関する調査研究について、専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り 組みます。

1.調査研究

地方公共団体の財政運営、諸外国の地方財政制度、地域金融及び財政分析等に関する総合的な研究を実施 し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

■JFM・GRIPS連携プロジェクト

「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとして、国立大学法人政策研究大学院大学と連携 して、教育及び調査研究事業に関するプロジェクトに中長期的に取り組みます。

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施し ます。また、資金調達に関する最近の実態を把握するため、実態調査を実施します。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について 専門機関との連携強化を図りながら調査研究を実施します。

■地方公共団体のニーズ・課題把握

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、ヒアリング調査などを実施します。

■先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例、第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例及び 関係人口創出・拡大等地域振興事業の事例など、地方公共団体の関心の高い政策課題への対応状況につい て、先進事例を収集・蓄積します。

2. 人材育成 • 実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、個別市町村等にアドバイザーを派遣する事業を創設するとともに、財政運営や資金調達等に関する課題や疑問の解決に向けて、セミナー・研修や出前講座を実施するなどきめ細かい支援を行います。

■地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業 として、地方公営企業会計の適用や地方公会計の整備等のテーマについて、団体の状況や要請に応じて、個 別市町村等にアドバイザーを派遣して取組を支援します。

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー等の開催

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材とした セミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図ります。また、首長や地方公共団体の幹部職員等 を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。

■各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施します。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型専門研修を実施します。

■eラーニングの実施

eラーニングを活用し、JFM地方財政セミナーや資金調達入門研修などの集合研修における講義を配信するとともに、地方財政等に関する研修コンテンツを開発、提供するなど多様な研修機会の充実を図ります。

■出前講座の開催

地方公共団体の研修会において、団体の要望に応じたテーマで、自治体ファイナンス・アドバイザーが オンライン等により講義を行います。

■財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・ アドバイザー等が電話やメール、WEB会議システムによるオンライン形式等の方法により個別に助言を行 います。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、助言を行うとともに、広報経費 等に対し助成を行います。

3.情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化します。

■財政分析チャート「New Octagon」の充実

市町村の財政状況の特徴や課題を簡単に把握することができる財政分析チャート「Octagon」について、 WEBベース化や経年・他団体比較の分析内容の高機能化等により「New Octagon」としてリニューアルし ました。引き続き、分析内容の充実を図って参ります。

■先進事例検索システムの運用

財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の課題解決に資する先進的な取組事例(1,000件超)を データベース化し、キーワード検索が可能な本システムについて、新たな分野の事例を追加するなど充実 を図って参ります。

■学習用教材の提供

■経済・金融データ、金融知識等の提供

3章

業務運営体制

機構の基本的な仕組み

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ

50

51

52

2 出資金

ガバナンス

- 1 ガバナンス
- 2 財務報告に係る内部統制の評価 54
- 3 内部監査 55
- 一般勘定と管理勘定////56

リスク管理

- 1 リスク管理全般 58
- 2 個別リスク管理 59
- コンプライアンス(法令等遵守) 65
- ディスクロージャー/////////66



高齢化、少子化等の 地域課題に応える 行政サービスの実現へ



▶病院事業[詳細は35頁を参照]



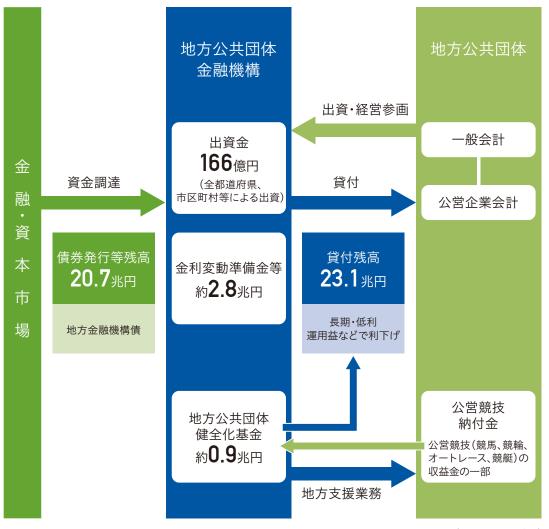
兵庫県神戸市 兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター

▶合併特例事業 [詳細は39頁を参照]



鹿児島県姶良市消防本部

→ 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和2年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。

また、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給し ています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、 債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク)が生じます が、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしてお り、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)を行う地方公共団 体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

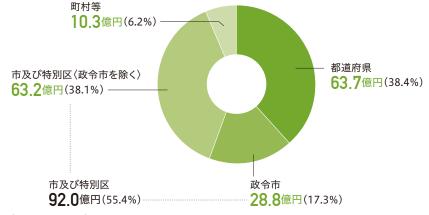
機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立 てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限 定されています。

令和3年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から、合計166億210万円の出資を受け ています。

地方公共団体別出資額及び割合

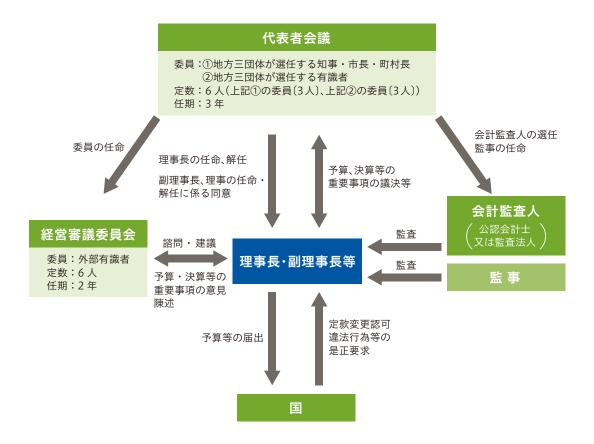


※四捨五入により計が一致しないことがあります。 ※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等に より、責任あるガバナンスが確保されています。

→ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み



1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会 議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者(3人)に加え、それと同 数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監 事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資 産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる 権限を有しています。

代表者会議委員(令和3年3月31日現在)

◎は議長

■地方公共団体の代表者 ◎井戸 敏三 全国知事会副会長・兵庫県知事

> 松浦 正敬 全国市長会財政委員会委員長・島根県松江市長

荒木 泰臣 全国町村会会長・熊本県嘉島町長

■外部の学識経験者 小幡 純子 上智大学法学部長・教授

> 日本社会事業大学 学長・東京大学 名誉教授 神野 直彦

角廣 勲 株式会社広島銀行 特別顧問

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務 について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者そ の他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項 について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めるこ とができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義 務があります。

経営審議委員会委員(令和3年3月31日現在)

◎は委員長

◎ 三谷 隆博 短資協会会長

鈴 木 豊 学校法人青山学院 常任監事·青山学院大学 名誉教授

勢一 智子 西南学院大学 教授

米田 保晴 信州大学 名誉教授

玉沖 仁美 株式会社紡 代表取締役

上﨑 正則 株式会社時事通信社 取締役

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が 選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられています。

財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)に基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることとしています。

- ○組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること。
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること。
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されている こと。
- ○真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び 運用されていること。
- ○モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること。
- ○ITに対し、適切な対応がなされていること。

なお、当機構が令和3年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告 書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制 の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める」との監査意見(財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見)を得てい ます。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、 業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有 効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

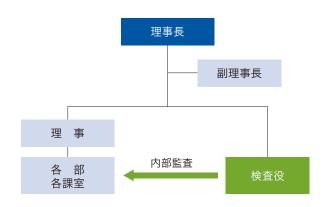
- ○内部監査の内容は次のとおりです。
 - ①事務処理の適正性及び法令遵守態勢の有効性
 - ②職務執行態勢の効率性
 - ③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
 - ④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その 措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み



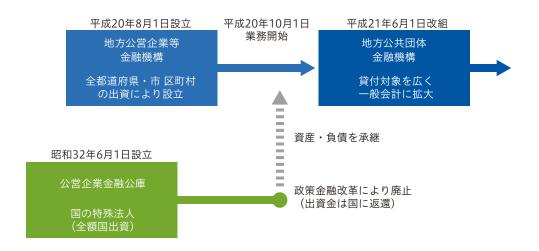
地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成 20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

般勘定と管理勘定

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

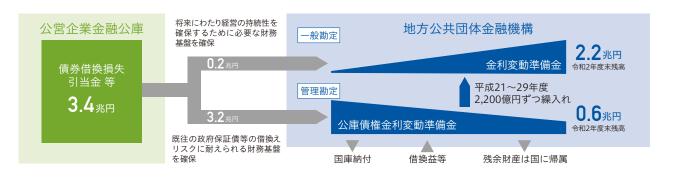
機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務(公庫債権管理業務)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(管理勘定)を設けて整理しなければならないとされており、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(一般勘定)の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。



また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定 についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認 められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営 するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものと されています(地方公共団体金融機構法附則第14条)。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は森林整 備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のためなどに活用されています。

国庫帰属のこれまでの沿革

年度	国庫帰属額	活用先	
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金	
平成24年度~平成25年度	総額1兆円	地方交付税	
	<平成24年度> 3,500億円		
	<平成25年度> 6,500億円		
	総額6,000億円以内	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)	
平成27年度~平成29年度	<平成27年度> 3,000億円		
1 级27 平及 1 级27 平及	<平成28年度> 2,000億円		
	<平成29年度> 1,000億円		
平成29年度~令和元年度	総額8,000億円以内		
	<平成29年度> 3,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心)	
	<平成30年度> 4,000億円		
	<令和元年度> 1,000億円		
平成30年度~令和5年度	総額15億円以内		
	<平成30年度> 0.6億円		
	<令和元年度> 一	 上下水道コンセッションに係る	
	<令和2年度> 一	補償金免除繰上償還の財源	
	<令和3年度> 0.8億円 [*]		
	※予算額ベース。最終的な納付額は、年度末に		
	コンセッション導入の実績に応じて決定。		
令和2年度~令和6年度	総額2,300億円		
	<令和2年度> 600億円		
	<令和3年度> 400億円	森林環境譲与税	
	<令和4年度> 500億円		
	<令和5年度> 500億円		
	<令和6年度> 300億円		
令和3年度~令和4年度	総額4,000億円	地方交付税 (地域デジタル社会推進費)	
	<令和3年度> 2,000億円		
	<令和4年度> 2,000億円		

・リスク管理全般

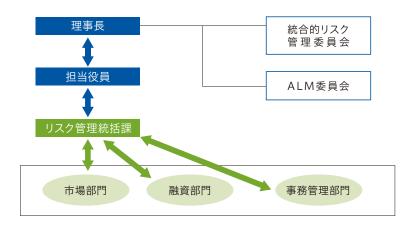
1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、 地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する 必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、 債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク)が大きいと いう特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2→個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被 るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスク・ ウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権について は、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまで に貸倒れは1件も発生していません。

(参考)

- ○国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳 出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償 還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政 需要額) に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方 債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ○地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の 状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は 「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること とする等の早期是正措置が講じられていること
- ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団 体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体に ついては地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和3年3月末現在で23兆1.443億円となっていますが、そのうち財政再生団体 及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.03%未満の64億円となっています。 また、貸付残高のうち0.07%程度の157億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付け に係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法 律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は 全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」 に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同 様の方法による自己査定を実施します。

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は次頁のとおり対応することとしています。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備 えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和3年3月31日現在、金利変動準備 金(一般勘定)は2兆2,000億円、公庫債権金利変動準備金(管理勘定)は6,409億円、両勘定合計 で2兆8.409億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一 般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、 デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管 理目標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この目標を達成するため、貸付けにおいては、資産 (貸付)デュレーションの抑制の観点から、 一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごと に利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率 を見直すこととしています。

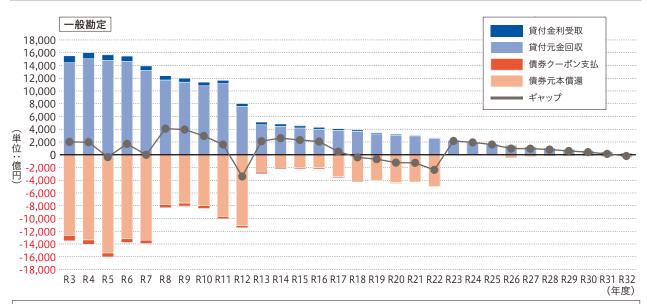
資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行する ほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債(債 券等) デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

なお、令和2年度末の一般勘定のデュレーションギャップは0.40年であり、デュレーション ギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標の範囲内 となっています。

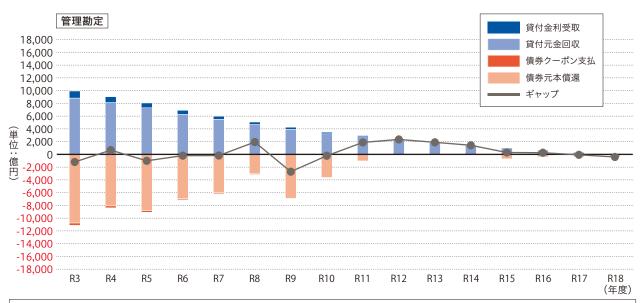
一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定において は、平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスク が縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は6,409億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付 税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度の2年間で総額4,000億円、また、森林整備など の推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で 総額2,300億円、加えて、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部 資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で、総額15億円以内を 国庫に納付することとされましたが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来に わたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行っても金 利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及 ぼすものではありません。

<参考> 貸付金と債券等(資金調達)のマチュリティラダー図(令和3年3月末時点)



·資産(貸付) デュレーション 7.94年 ·負債(債券等) デュレーション 7.54年 ·デュレーションギャップ 0.40年(前年比▲0.28年)



・資産 (貸付) デュレーション 4.70年 ・負債(債券) デュレーション 3.78年 ・デュレーションギャップ 0.92年(前年比+0.06年)

機構全体

·資産(貸付)デュレーション 7.09年 ·負債 (債券等) デュレーション 6.50年 ·デュレーションギャップ 0.59年 (前年比▲0.24年)

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については74頁を参照

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債におけ る金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用について は、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の 実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスク を極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になるこ と、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク (資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利 な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金 計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、 不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用 することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債 券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとして います。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又 は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損 失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リ スクの削減と発生の防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

加えて、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる 体制を整えています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえつつ、業務継続、役職員の健康確保等の観点から業務体制等を決定するなど、必要な対応を行っています。

→基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応 に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ○役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信 用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守 し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ○役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信用確 保に努めなければならない。

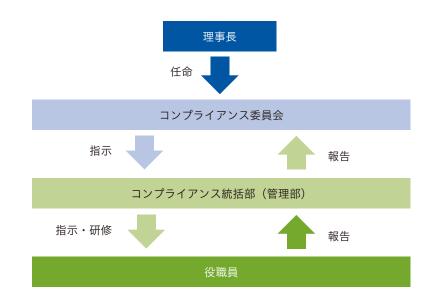
2 コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する 規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っ ています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部 においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マ ニュアル整備)等を実施しています。

コンプライアンス体制



→情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

→情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類(有価証券報告書に類する書類、 内部統制報告書)

事業報告書

財務諸表

決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

事業実施方針

資金調達計画

業務案内パンフレット

ディスクロージャー誌

アニュアルレポート

地方公共団体向け広報誌「JFMだより」



WEBサイト(https://www.jfm.go.jp/)



広報誌「JFMだより」

→日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総 合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政は できる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等につ いては、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都 の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整 に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体(普通地方公共団体及び特別区)の数

都道府県		47
市町村及び特別区		1,741
	政令指定都市	20
	市	772
	特別区	23
	町	743
	村	183
計		1,788

※令和3年4月1日現在

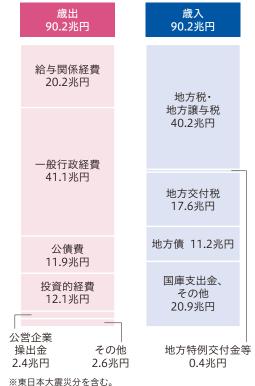


2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人 口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政 活動を行っていますが、このような行政活動を支えている 個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでい ます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財 政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大 きな役割を担っており、令和3年度の地方財政の規模は約 90.2兆円となっています(地方財政計画ベース(東日本大 震災分を含む))。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施し ていることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間 格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定 的に行政サービスを提供していく必要があります。これを 担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通 しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。 地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共 団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、 この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確 保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体 の財源が保障されています。

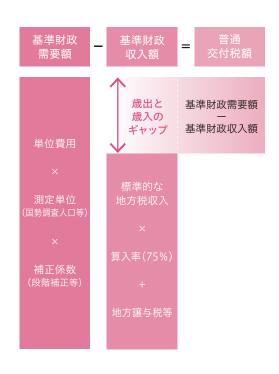
地方財政計画(令和3年度当初計画)



※四捨五入により計が一致しないことがある。

地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収 する地方税等自主財源をもって賄うことが望ましいといえ ます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているた め、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障 するための仕組みが必要となります。このような趣旨から 設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税で ある所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共 団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地 方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとっ て重要な財源となっています。





地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、そ の履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって 賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災 害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

→地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウエイ トは0%とされています。

(1)地方債の元利償還に要する財源の確保

- ①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ②地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- ③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入
- →マクロ(地方財政計画)・ミクロ(地方交付税措置)の両面において地方債の元利償還に必要な財源を 国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

(2)早期是正措置としての起債許可制度

- ①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ②赤字団体への起債制限
- →個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕 組みがとられています。

(3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ①財政指標の公表による情報開示の徹底
- ②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生
- →地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう 担保されています。

◆地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と 並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次の ような重要な役割を果たしています。

(1)地方債計画に基づく同意(許可)の運用

地方債計画は、同意(許可)をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意(許可)は、通常この計画に基づいて運用されます。

(2)地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を 同意(許可)する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

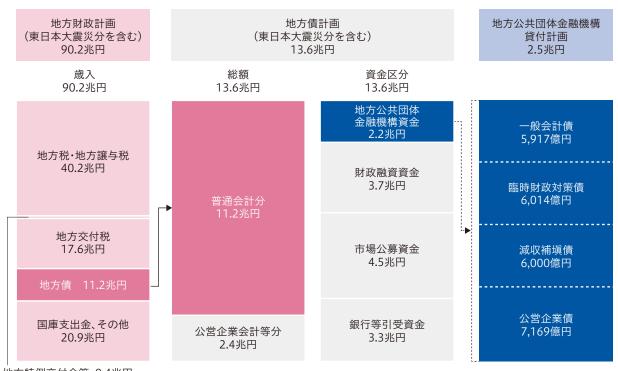
(3)地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。 ※令和3年度地方債計画については、参考資料124頁~128頁を参照

▶地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係(令和3年度当初計画)



地方特例交付金等 0.4兆円

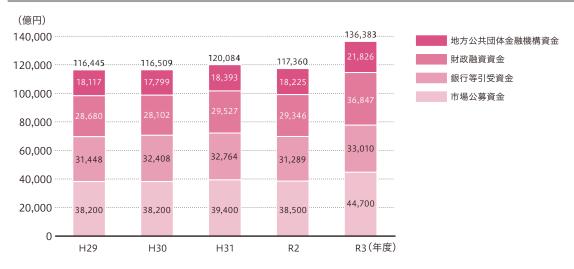
※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意(許可)債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

地方債計画における資金区分の推移

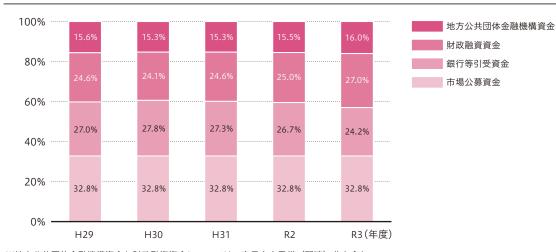
令和3年度の地方債計画(当初計画ベース)における機構資金は2兆1,826億円(前年度比3,601億円増)、 構成比では16.0% (前年度比0.5ポイント増)となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を 果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額(当初)の推移



地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災(関連)分を含む。

→地方公共団体金融機構の

業務の在り方に関する検討会報告書の概要

機構法附則第25条において、政府は設立から約10年後の平成29年度末を目途として機構の業務のあり方 全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成29年10月、地方財政審議会に「地方公共団 体金融機構の業務の在り方に関する検討会 | が設置され、検討が行われました。

本検討会では、機構法附則第25条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの 資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証し た結果、平成29年12月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

- ○安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われて いること。
- ○小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られて いること。
- ○地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- ○外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保さ れていること。

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

- ○機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすこと ができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- ○今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方につい て、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

2 取組状況

検討会の提言を踏まえ、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて 地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融 で地方財政を支え地域の未来を拓く | を平成30年3月に策定し、更なる取組を進めています。

具体的には、①地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつき め細かに展開するとともに、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の 調査・研究を進め、情報発信を行うこと、②資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定 的に実現すること、③強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさ わしい経営を確保すること、この3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行しています。

用語解説

資金調達関係

地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府 保証がない債券。

FLIP (Flexible Issuance Program)債

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対 応して発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- ・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状 況により対象とする発行年限を制限する場合があ る(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、 20年及び30年は除く。)。
- ・1回の発行額30億円以上。 ※これまでの実績年限2~40年。

スポット債

市場のニーズに対応し、原則、5年、10年、20年及び 30年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行 するもの。

MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじ め発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関す る法的書類について合意・作成しておき、個別の債券 発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な 条件決定のみを行うことで海外市場において機動的な 債券発行を行うことができるプログラム。

リスク管理関係

リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信 用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行(Bank for International Settlements) に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己 資本比率規制において、標準的手法によって総資産を 算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

ALM (Asset Liability Management)

資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management) を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保 するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握 しながらリスク管理を行う手法。

マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券等の償還等) について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめ て時系列に並べたもの。

デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に 価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フ ローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平 均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対 する現在価値の変化が大きくなる。

デュレーションギャップ

資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレー ションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現 在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな 金利変動リスクを負うこととなる。

地方債制度関係

銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借 入れ又は引受けの方法により調達する資金。

市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に 購入を募る方法(公募)により調達する資金。

地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借 入れによる資金。

財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融資特別会計からの 借入れによる資金。

5章 機構の 財務状況

財務諸表	76
貸借対照表	76
損益計算書	77
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	78
純資産変動計算書	79
キャッシュ・フロー計算書	80
重要な会計方針	81
追加情報	84
注記事項等	84
勘定別情報(貸借対照表関係)	99
勘定別情報(損益計算書関係)	100
附属明細書	101
参考情報	104
内部統制報告書	104
健全化判断比率等に基づく	
令和2年度末貸付残高の分類	105
地方公共団体金融機構貸付債権における	
自己査定結果(令和2年度末残高)	106
市場リスクに係る定量的情報	107
流動性リスクに係る定量的情報	108

機構は、地方公共団体金融機構法 (平成19年法律第64号) に基づき財務諸表を作成し、会計監査人である EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

)貸借対照表

					(単位:百万円)
科目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)	科目	令和元年度 (令和2年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	23,399,615	23,144,389	債券	20,013,462	20,410,767
有価証券	365,500	593,000	借入金	203,000	294,000
現金預け金	557,437	1,106,432	金融商品等受入担保金	58,073	33,480
金融商品等差入 担保金	12,391	3,282	その他負債	5,040	4,670
その他資産	7,881	6,914	賞与引当金	58	59
有形固定資産	2,777	2,654	役員賞与引当金	10	10
無形固定資産	1,097	933	退職給付引当金	62	52
			役員退職慰労引当金	32	21
			地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
	基本地方公共団体 健全化基金	920,287	920,287		
			特別法上の準備金等		2,853,636
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	605,607	640,921
			利差補てん積立金	17,169	12,714
			負債の部合計	24,022,803	24,516,985
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	238,383	265,772
			一般勘定積立金	238,383	265,772
			評価・換算差額等	11,101	437
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	323,896	340,621
資産の部合計	24,346,700	24,857,606	負債及び純資産の部合計	24,346,700	24,857,606

損益計算書

科目	令和元年度 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	289,727	259,923
資金運用収益	282,623	250,780
役務取引等収益	87	83
その他業務収益	8	7
その他経常収益	7,008	9,052
地方公共団体健全化基金受入額	6,996	9,041
その他の経常収益	12	11
経常費用	160,663	141,675
資金調達費用	154,271	134,580
役務取引等費用	299	292
その他業務費用	2,926	3,713
営業経費	3,166	3,088
その他経常費用	_	0
経常利益	129,063	118,247
特別利益	105,259	64,454
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,000	60,000
利差補てん積立金取崩額	5,259	4,454
特別損失	208,555	155,314
固定資産処分損	23	-
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,531	95,314
国庫納付金	100,000	60,000
当期純利益	25,767	27,388



▶ 利益の処分に関する書類【一般勘定】

令和元年度(令和2年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		25,767
当期純利益	25,767	
前期繰越欠損金	-	
Ⅱ 利益処分額		
積立金	25,767	25,767

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和2年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		27,388
当期純利益	27,388	
前期繰越欠損金	_	
Ⅱ 利益処分額		
積立金	27,388	27,388

- (注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
 - 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。



利益の処分に関する書類【管理勘定】

令和元年度(令和2年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益	-
当期純利益 ————————————————————————————————————	
前期繰越欠損金	
Ⅱ 利益処分額	
積立金 ————————————————————————————————————	_

令和2年度(令和3年3月31日)

I 処分対象利益			-
当期純利益		_	
前期繰越欠損金	_		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		_	-



純資産変動計算書

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:百万円)

		出資者	省資本	評価・換算 差額等			
	地方公共団体	利益剰	制余金	出資者資本	管理勘定 繰延 利益積立金 へッジ損益	純資産合計	
	出資金	一般勘定 積立金	利益剰余金 合計	合計			
当期首残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191
当期変動額							
当期純利益	_	25,767	25,767	25,767	_	_	25,767
出資者資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_	_	_	2,937	-	2,937
当期変動額合計	_	25,767	25,767	25,767	2,937	_	28,704
当期末残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

		出資	皆資本		│ 評価・換算 │ │ 差額等		
	地方公共団体	利益親	割余金	出資者資本	繰延	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	出資金	一般勘定 積立金	利益剰余金 合計	合計	ヘッジ損益		
当期首残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896
当期変動額							
当期純利益	-	27,388	27,388	27,388	_	_	27,388
出資者資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	I	_	_	△ 10,663	_	△ 10,663
当期変動額合計	_	27,388	27,388	27,388	△ 10,663	_	16,725
当期末残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621

キャッシュ・フロー計算書

中国			(単位:百万円)
** ***	科目	(平成31年4月1日から	(令和2年4月1日から)
当期純利益 25,767 27,388 減価償却費 606 512 資金運用収益 △ 282,623 △ 250,780 資金調達費用 154,271 134,580 質与引当金の増減額 (△は減少) 0 0 0 0 0 0 0 0 0		金額	
減価償却費	営業活動によるキャッシュ・フロー		
資金選用収益	当期純利益	25,767	27,388
資金調達費用	減価償却費	606	512
賞与引当金の増減額 (△は減少) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	資金運用収益	△ 282,623	△ 250,780
受員賞与引当金の増減額 (△は減少) 9	資金調達費用	154,271	134,580
退職給付引当金の増減額 (△は減少) 9 △9 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) 7 △10 地方公共団体健全化基金の増減額 (△は減少) △6,996 △9,041 公庫債権金利変動準備金の増減額 (△は減少) 108,531 95,314 利差補てん積立金の増減額 (△は減少) △5,259 △4,454 貸付金の純増減 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)	賞与引当金の増減額(△は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) 7 △ 10 地方公共団体健全化基金の増減額 (△は減少) △ 6,996 △ 9,041 公庫債権金利変動準備金の増減額 (△は減少) 108,531 95,314 利差補てん積立金の増減額 (△は減少) △ 5,259 △ 4,454 貸付金の純増 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)	役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△ 0
地方公共団体健全化基金の増減額 (△は減少)	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9	△ 9
公庫債権金利変動準備金の増減額 (△は減少) 108,531 95,314 利差補てん積立金の増減額 (△は減少) △ 5,259 △ 4,454 貸付金の純増 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)	役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	7	△10
利差補てん積立金の増減額 (△は減少)	地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)	△ 6,996	△ 9,041
賞付金の純増 (△)減 103,477 255,225 債券の純増減 (△)	公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)	108,531	95,314
(債券の純増減(△)	利差補てん積立金の増減額 (△は減少)	△ 5,259	△ 4,454
借入金の純増減 (△) 75,000 91,000 資金運用による収入 283,600 251,747 資金調達による支出 △ 153,475 △ 133,682 その他 43,807 △ 26,153 営業活動によるキャッシュ・フロー △ 33,493 827,664 II 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の償還による収入 934,200 1,858,500 有価証券の取得による支出 △ 1,119,700 △ 2,086,000 有形固定資産の取得による支出 △ 411 △ 6 無形固定資産の取得による支出 △ 634 △ 203 投資活動によるキャッシュ・フロー △ 186,546 △ 227,710 III 財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付による支出 △ 100,000 △ 60,000 公営競技納付金による収入 6,996 9,041 財務活動によるキャッシュ・フロー △ 93,003 △ 50,958 IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) △ 313,043 548,994 VI 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) △ 37,437	貸付金の純増 (△)減	103,477	255,225
資金運用による収入 資金調達による支出283,600251,747資金調達による支出△ 153,475△ 133,682その他43,807△ 26,153営業活動によるキャッシュ・フロー△ 33,493827,664II 投資活動によるキャッシュ・フローイ日本有価証券の償還による収入 有所証券の取得による支出 無形固定資産の取得による支出 無形固定資産の取得による支出 知会を支出 知会を支出 公 186,546△ 203投資活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付による支出 公 100,000 公営競技納付金による収入 財務活動によるキャッシュ・フロー△ 100,000 △ 60,000 △ 60,000 △ 50,958IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)△ 313,043 △ 557,437V 現金及び現金同等物の期首残高870,480557,437	債券の純増減(△)	△ 380,219	396,027
資金調達による支出	借入金の純増減 (△)	75,000	91,000
その他 43,807 △ 26,153 営業活動によるキャッシュ・フロー △ 33,493 827,664 Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の償還による収入 934,200 1,858,500 有価証券の取得による支出 △ 1,119,700 △ 2,086,000 有形固定資産の取得による支出 △ 411 △ 6 無形固定資産の取得による支出 △ 634 △ 203 投資活動によるキャッシュ・フロー △ 186,546 △ 227,710 Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付による支出 △ 100,000 △ 60,000 公営競技納付金による収入 6,996 9,041 財務活動によるキャッシュ・フロー △ 93,003 △ 50,958 Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) △ 313,043 548,994 Ⅵ 現金及び現金同等物の増減額 (○は減少) ○ 557,437	資金運用による収入	283,600	251,747
営業活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 日本記録の関連による収入 934,200 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,546 1,858,548,546 1,858,546	資金調達による支出	△ 153,475	△ 133,682
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の償還による収入 934,200 1,858,500 有価証券の取得による支出 △1,119,700 △2,086,000 有形固定資産の取得による支出 △411 △6 無形固定資産の取得による支出 △634 △203 投資活動によるキャッシュ・フロー △186,546 △227,710 III 財務活動によるキャッシュ・フロー □庫納付による支出 △100,000 △60,000 △60,000 △営競技納付金による収入 6,996 9,041 財務活動によるキャッシュ・フロー △93,003 △50,958 V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) △313,043 548,994 VI 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) △313,043 557,437	その他	43,807	△ 26,153
有価証券の償還による収入 934,200 1,858,500 有価証券の取得による支出 △1,119,700 △2,086,000 有形固定資産の取得による支出 △411 △6 無形固定資産の取得による支出 △634 △203 投資活動によるキャッシュ・フロー △186,546 △227,710 Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー 国庫納付による支出 △100,000 △60,000 公営競技納付金による収入 6,996 9,041 財務活動によるキャッシュ・フロー △93,003 △50,958 Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) △313,043 548,994 Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高 870,480 557,437	営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,493	827,664
有価証券の取得による支出 △ 1,119,700 △ 2,086,000 有形固定資産の取得による支出 △ 411 △ 6 無形固定資産の取得による支出 △ 634 △ 203 投資活動によるキャッシュ・フロー △ 186,546 △ 227,710 Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー □ 国庫納付による支出 △ 100,000 △ 60,000 △ 60,000 △ 公営競技納付金による収入 6,996 9,041 財務活動によるキャッシュ・フロー △ 93,003 △ 50,958 Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額 – − − □ V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) △ 313,043 548,994 Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高 870,480 557,437	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	有価証券の償還による収入	934,200	1,858,500
無形固定資産の取得による支出 △ 634 △ 203 投資活動によるキャッシュ・フロー △ 186,546 △ 227,710 III 財務活動によるキャッシュ・フロー	有価証券の取得による支出	△ 1,119,700	△ 2,086,000
投資活動によるキャッシュ・フロー □ 国庫納付による支出	有形固定資産の取得による支出	△ 411	△6
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	無形固定資産の取得による支出	△ 634	△ 203
国庫納付による支出△ 100,000△ 60,000公営競技納付金による収入6,9969,041財務活動によるキャッシュ・フロー△ 93,003△ 50,958Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)△ 313,043548,994Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高870,480557,437	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 186,546	△ 227,710
公営競技納付金による収入6,9969,041財務活動によるキャッシュ・フロー△93,003△50,958IV 現金及び現金同等物に係る換算差額V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)△313,043548,994VI 現金及び現金同等物の期首残高870,480557,437	Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー △93,003 △50,958 IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	国庫納付による支出	△ 100,000	△ 60,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 - - V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) △ 313,043 548,994 VI 現金及び現金同等物の期首残高 870,480 557,437	公営競技納付金による収入	6,996	9,041
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)△ 313,043548,994VI 現金及び現金同等物の期首残高870,480557,437	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 93,003	△ 50,958
VI 現金及び現金同等物の期首残高 870,480 557,437	IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	_
	V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 313,043	548,994
VII 刊全及が刊全同等物の期末建享 557 / 27 1 10 € / 22	VI 現金及び現金同等物の期首残高	870,480	557,437
VII 売业区 / 売业内 / カンパ・キュア 1,100,432	VII 現金及び現金同等物の期末残高	557,437	1,106,432

重要な会計方針

項目	令和元年度 (平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年~47年 その他 2年~19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として 処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

項目	令和元年度 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
7.ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクの人のでは振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ対象 [1] ヘッジ対象 [1] ヘッジ対象 [1] ヘッジ対象・・・債券スワップヘッジ対対象・・・債券は長期借入金(2] ヘッジ対象・・・人人教替予約へハッジ対対象・・・外債費予約の人のが対対ので行っております。また、外債預金ので行っております。また、外債預金ので行っております。また、外債預金のでおります。また、外債で回避するため、外債預金の対対を付けに価の方法を対しております。また、外債で回避するため、外債預金額がおいるとみなしております。に代えております。また、分債ではいるため、の関するを利力の対対のでは、有効性の対対にしているので対対があるとみなしております。また、外債であるとかなしております。また、外債での要件を満たしているので代えております。また、分債のでは、一人の対対にであるといるように代えております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8.キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
9.地方公共団体健全化基金の 会計処理	法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」 (昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全 化基金を設けております。また、法第46条第5項の 規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下 「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に 要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方 債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、 剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み 入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充 てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基 づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する 事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度 として同基金を取り崩すこととしております。	同左

項目	令和元年度 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで <i>)</i>
10.金利変動準備金及び公庫 債権金利変動準備金の会 計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11.利差補てん積立金の会計 処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が 利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについ て、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則 第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1 項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省 令第5条に定めるところにより算出した額を計上 しております。	同左
12.管理勘定利益積立金の会 計処理	管理勘定において生じた利益については、法附 則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定 に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益 積立金として計上しております。	同左
13.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式により行っております。	同左



▶追加情報

令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金につい て、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国に 納付することとなりました。令和2年度においては、「令和2年度から 令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規 定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総 務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金600億円を取り崩し、同 額を国に納付することとなっております。

国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金につ いて、令和3年度から令和6年度までの4年間で総額5,700億円を 国に納付することとなりました。令和3年度においては、「令和2年 度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 の一部を改正する省令」(令和3年総務省・財務省令第1号)によ る改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団 体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとす る金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づ き、同準備金2,400億円を取り崩し、同額を国に納付することと なっております。



注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

令和元年度	令和2年度
(令和2年3月31日)	(令和3年3月31日)
	1.貸倒引当金 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 - (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1]①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【表示方法の変更】

令和元年度	令和2年度
(令和2年3月31日)	(令和3年3月31日)
	(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31号2020年3月31日)を当事業年度末に係る財務諸表から適 用し、財務諸表に【重要な会計上の見積りに関する注記】を記載 しております。

【貸借対照表に関する注記】

令和元年度 (令和2年3月31日)

令和2年度 (令和3年3月31日)

1.有形固定資産の減価償却累計額 677百万円

1.有形固定資産の減価償却累計額 818百万円

2.貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及 び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績 はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間 継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又 は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸 付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付 金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に 規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及 び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日 の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞 債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないもの です。

2.貸付金 同左

3.担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共 団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供して おります。

- 4.特別法上の準備金等
 - (1) 金利麥動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の 規定に基づくものです。

- (2)公庫債権金利変動準備金
 - 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規 定に基づくものです。
- (3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、 第3項及び第4項の規定に基づくものです。

3.担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公 共団体金融機構債券等20,410,767百万円の一般担保に供 しております。

4.特別法上の準備金等 同左

【損益計算書に関する注記】

令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

- 1. 当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 25,767百万円 管理勘定 -百万円
- 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和元年度においては「平成31年度における地方公共団体金 融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金 額を定める省令」(平成31年総務省・財務省令第4号。以下「国帰 属省令」という。) に基づき、公庫債権金利変動準備金1,000億円 を取り崩し、同額を国に納付しております。

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 27,388百万円 管理勘定 -百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和2年度においては「令和2年度から令和6年度までにおけ る地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属 させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省 令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利 変動準備金600億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

○令和元年度

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リス クなどさまざまなリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っており ます。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理 を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切 に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払 利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委 員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、 デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達 計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

「1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのこと で、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロと されており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないよ うな仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均 衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付 税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、 個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意 することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった 地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 (平成19年法律第94号) において、財政指標が早期健全化基準に該当する 地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地 方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第 132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信 枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置 を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマス ター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、 機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リス ク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と 貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動する ことで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対 応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備 金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管 理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平 成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付 残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の 貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における 市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細か く調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要 の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度か ら令和6年度までの5年間で総額2.300億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用 部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内で公庫債権金利変動準備 金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営 に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又 は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付け までの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係 るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨 預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスク を極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及 び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利 リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、 金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分 析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は36,671百万円減少するもの と考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時 価は37,215百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金 を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金 利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析 は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は8.642百万円減少するものと 考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価 は8.742百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よ りも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱 等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が 損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、 日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の 金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金 や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金 (2)有価証券	23,399,615	24,901,200	1,501,584
満期保有目的のもの (3)現金預け金 (4)金融商品等差入担保金	365,500 557,437 12.391	365,500 557,437 12,391	- - -
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
(1)債券 (2)借入金 (3)金融商品等受入担保金	20,013,462 203,000 58,073	20,690,092 204,988 58,073	676,629 1,988 –
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引 ^{※1} ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	_	_

^{※1} デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和2年3月31日現在の国債レートを用いて算出 した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2)有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについて は、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており ます。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計 額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理 された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており ます。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在 価値を算定しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約におい て定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約	額等 うち1年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	_	_	_	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※ 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	% 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	_	_	 2	
	合計		1,632,376	1,355,110		

- ※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- ※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の 時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金 有価証券	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
満期保有 目的のもの	365,500	-	-	-	-	-	-	-	_
預け金	557,437	_	-	-	-	_	-	-	-

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	_	1,000	_	86,200	83,400	30,800	1,600	-	_

○令和2年度

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リス クなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っており ます。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理 を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切 に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払 利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委 員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、 デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達 計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

「1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのこと で、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロと されており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないよ うな仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均 衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付 税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、 個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意 することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった 地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する 地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地 方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第 132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信 枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置 を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマス ター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、 機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リス ク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と 貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動する ことで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対 応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備 金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管 理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平 成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付 残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の 貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における 市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細 かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要 の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされており ます。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を 納付するものです。

- 地方交付税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度の2年間で総額4.000億円
- ■森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額 2,300億円
- 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から 令和5年度までの6年間で総額15億円以内
- b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又 は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付け までの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係

るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預 金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極 小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及 び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利 リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、 金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分 析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は26,577百万円減少するもの と考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時 価は26.936百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金 を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金 利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析 は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は7,601百万円減少するものと 考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価 は7,683百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よ りも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱 等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が 損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、 日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の 金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金 や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金 (2)有価証券	23,144,389	24,261,858	1,117,468
満期保有目的のもの (3)現金預け金 (4)金融商品等差入担保金	593,000 1,106,432 3,282	593,000 1,106,432 3,282	_ _ _
資産計	24,847,103	25,964,572	1,117,468
(1)債券 (2)借入金 (3)金融商品等受入担保金	20,410,767 294,000 33,480	20,921,734 295,557 33,480	510,966 1,557 –
負債計	20,738,247	21,250,771	512,524
デリバティブ取引 ^{※1} ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	_	_	_

^{※1} デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和3年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2)有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについて は、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており ます。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合 計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処 理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定し ております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在 価値を算定しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約におい て定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約	額等 うち1年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	_	_	_	取引先金融機関から 提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※ 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,938,045	1,619,503	※ 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	4,000	_	※ 2	
	合計		1,962,045	1,639,503		

- ※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- ※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の 時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,827,111	1,807,446	1,738,903	1,639,048	1,550,567	6,474,349	6,434,507	1,618,862	53,593
有価証券 満期保有 目的のもの	593,000	_	_	_	_	_	_	_	-
預け金	1,106,432	_	-	_	_	_	_	_	-

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037	5,839,242	3,581,596	263,500	125,000
借入金	1,000	-	86,200	83,400	88,000	31,800	3,600	Ι	_

【有価証券に関する注記】

○令和元年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	譲渡性預金	_	_	_
計上額を超えるもの	小計	-	1	_
時価が貸借対照表	譲渡性預金	365,500	365,500	_
計上額を超えないもの	小計	365,500	365,500	-
合計		365,500	365,500	_

⁽注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和2年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額	昔対照表計上額時価	
村山が見旧が思衣	譲渡性預金	_	_	_
	小計	-	1	_
時価が貸借対照表	譲渡性預金	593,000	593,000	_
計上額を超えないもの	小計	593,000	593,000	-
合計		593,000	593,000	_

⁽注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

令和2年度 令和2年4月1日から

1.取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金 利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、 為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取 引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを 回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ 外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目 的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処 理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1)ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要 件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッ ジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理 の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
 - [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

- [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金
- (3)ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワッ プ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個 別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避する ため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、 ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるよう なヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、 これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処 理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有 効性の評価を省略しております。

3.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リス クがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益 が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により 契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対 象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバ ティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結すること により抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用 力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4.取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額 を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行って

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウン ターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク 管理委員会へ報告しております。

1.取引の内容 同左

同左

2. 取組方針及び利用目的

(1)ヘッジ会計の方法 同左

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左

(3)ヘッジ方針 同左

(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

3.取引に係るリスクの内容

4.取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

1.採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用してお り、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度 を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算 しております。

2.確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期 末残高の調整表

52百万円 期首における退職給付引当金 退職給付費用 17百万円 退職給付の支払額 0百万円 制度への拠出額 7百万円 期末における退職給付引当金 62百万円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退 職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務 184百万円 年金資産 △ 168百万円 15百万円 非積立型制度の退職給付債務 46百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 62百万円 退職給付引当金 62百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 62百万円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 17百万円

令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

1.採用している退職給付制度の概要 同左

2.確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期 末残高の調整表

期首における退職給付引当金 62百万円 退職給付費用 0百万円 退職給付の支払額 2百万円 制度への拠出額 7百万円 期末における退職給付引当金 52百万円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退 職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務 184百万円 年金資産 △ 181百万円 2百万円 49百万円 非積立型制度の退職給付債務 貸借対照表に計上された負債と資産の純額

52百万円 退職給付引当金 52百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

52百万円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 0百万円

勘定別情報(貸借対照表関係) (令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	17,329,790	5,814,599		23,144,389
有価証券	593,000			593,000
現金預け金	1,106,432			1,106,432
金融商品等差入担保金	3,282			3,282
その他資産	3,381	3,533		6,914
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	933			933
一般勘定貸		600,823	△ 600,823	
資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606
負債の部				
	14,706,147	5,704,619		20,410,767
借入金	294,000			294,000
金融商品等受入担保金	33,480			33,480
その他負債	1,779	2,891		4,670
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	21			21
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,823		△ 600,823	
特別法上の準備金等	2,200,000	653,636		2,853,636
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		640,921		640,921
利差補てん積立金		12,714		12,714
負債の部合計	18,756,661	6,361,147	△ 600,823	24,516,985
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	265,772			265,772
一般勘定積立金	265,772			265,772
評価・換算差額等	437			437
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	282,812	57,808		340,621
負債及び純資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606

(注) 1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務) を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、 法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

^{2.}一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

▶勘定別情報(損益計算書関係) (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位・								
科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構				
経常収益	127,026	138,908	△ 6,011	259,923				
資金運用収益	117,492	133,288		250,780				
役務取引等収益	83			83				
その他業務収益	7			7				
その他経常収益	9,052			9,052				
地方公共団体健全化基金受入額	9,041			9,041				
その他の経常収益	11			11				
管理勘定事務受託費	391		△ 391					
一般勘定貸受取利息		5	△ 5					
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,615	△ 5,615					
経常費用	99,637	48,049	△ 6,011	141,675				
資金調達費用	87,135	47,445		134,580				
役務取引等費用	189	102		292				
その他業務費用	3,622	91		3,713				
営業経費	3,069	19		3,088				
その他経常費用	0			0				
管理勘定借支払利息	5		△ 5					
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,615		△ 5,615					
一般勘定事務委託費		391	△ 391					
経常利益	27,388	90,859	-	118,247				
特別利益	_	64,454	-	64,454				
公庫債権金利変動準備金取崩額		60,000		60,000				
利差補てん積立金取崩額		4,454		4,454				
特別損失	-	155,314	-	155,314				
公庫債権金利変動準備金繰入額		95,314		95,314				
国庫納付金		60,000		60,000				
当期純利益	27,388	-	-	27,388				



| 附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位:百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,187	_	_	1,187	538	30	649
土地	1,659	_	_	1,659	_	_	1,659
その他の有形固定資産	606	18	-	625	279	110	345
有形固定資産計	3,454	18	_	3,472	818	140	2,654
無形固定資産							
ソフトウェア	1,844	205	359	1,691	760	371	930
その他の無形固定資産	1	2	1	2	_	_	2
無形固定資産計	1,846	208	360	1,694	760	371	933

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債 (国内債) 第11回~第123回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月19日 ~令和2年1月21日	4,469,844	3,817,710 (512,860)	0.001 ~1.400	10年
政府保証債(国内債) 8年第1回~第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ~平成29年2月24日	420,059	420,046 (200,000)	0.001 ~0.576	8年
政府保証債(国内債) 6年第13回~第20回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月24日 ~平成28年10月28日	520,315	320,175 (120,000)	0.001 ~0.202	6年
政府保証債(国内債) 4年第7回~第11回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ~令和2年8月28日	200,111	220,112 (160,000)	0.001	4年
政府保証債 (外債) 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	-	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第17回~第28回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ~令和2年11月20日	125,000	135,000 (35,000)	0.001 ~0.15	5年
非政府保証公募債 第11回~第142回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月22日 ~令和3年3月18日	3,360,000	3,385,000 (400,000)	0.049 ~1.465	10年
非政府保証公募債 15年第1回~第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ~平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ~1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回~第89回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ~令和3年3月18日	1,575,000	1,765,000	0.180 ~2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回~第12回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ~令和2年11月20日	105,000	150,000	0.446 ~1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回~第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ~令和2年9月24日	30,000	40,000	0.646 ~0.882	40年
非政府保証公募債 F2~6、8~14、16~17、24、28~29、37、42~43、45~47、49、51~52、54~69、71~73、75~80、82~85、87~90、92~93、95~98、100~109、111~112、115~139、141~153、155~164、166~169、171~210、212~243、245~276、278~310、312~400、402~607回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ~令和3年3月24日	2,600,288	3,117,917 (216,500)	0.001 ~2.334	2年 ~40年
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成26年2月26日 ~平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ~30年

	 発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証債(外債) 第43~45、47~87回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ~令和3年2月10日	1,517,247	1,935,253 (14,057百万米ドル) (1,662百万豪ドル) (2,080百万ユーロ) (318,542)	0.010 ~5.092	3年 ~15年
非政府保証債(外債) 第39回地方公共団体金融機構債券	平成25年7月22日	9,863	_	変動	7年
縁故債 A号第7回~第134回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月27日 ~令和3年3月24日	2,510,000	2,260,000 (300,000)	0.069 ~1.480	10年
緣故債 B号第1回~第65回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ~令和3年3月24日	311,500	429,000	0.069 ~0.511	10年
縁故債 C号第1回~第65回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ~令和3年3月24日	462,500	594,000	0.190 ~1.154	20年
縁故債 D号第1回~第60回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ~令和3年3月24日	590,000	740,000	0.190 ~0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,959,899	19,399,215 (2,262,902)	-	-
非政府保証公募債 20年第1回~第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ~平成21年4月30日	84,973	84,976	2.07 ~2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	_	84,973	84,976	-	-
政府保証債(国内債) 15年第1回~第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ~平成19年7月18日	184,860	144,985 (80,000)	1.6 ~2.2	15年
非政府保証公募債 20年第1回~第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ~平成20年6月16日	569,858	569,883	1.03 ~2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回~第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ~平成18年9月20日	189,909	189,915	2.39 ~2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回~第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ~平成16年6月9日	23,960	21,790 (2,170)	1.39 ~2.01	28年
公営企業債券小計	-	968,589	926,574 (82,170)	-	-
合 計	_	20,013,462	20,410,767 (2,345,072)	_	_

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,410,767百万円の一般担保に供しております。
 - 2. 「非政府保証債 (外債)第43 \sim 45、47 \sim 87回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の()は外貨建による金額です。
 - 3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
 - 4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037

3. 借入金等明細書 (単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	_	_	_	_
1年以内に返済予定の長期借入金	_	1,000	0.080	令和3年9月27日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	203,000	293,000	0.259	令和5年5月29日 ~令和22年3月16日
合 計	203,000	294,000	-	-

(注) 1.平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,000	_	86,200	83,400	88,000

4. 引当金明細書

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	58	59	58	_	59
役員賞与引当金	10	10	10	_	10
退職給付引当金	62	6	2	13	52
役員退職慰労引当金	32	6	15	1	21

5. 金利変動準備金等明細書

(単位:百万円)

		当期増加額		当期減少額		
区分	当期首残高		うち 繰入額等		うち 繰出額	差引当期末残高
金利変動準備金	2,200,000	_	_	ı		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	605,607	95,314		60,000	_	640,921
合 計	2,805,607	95,314	_	60,000	_	2,840,921

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

▽ ↔	当期首残高	当期均	曽加額	当期源	域少額	当期末残高
区 分	当知自戏同	積立額	組入額	取崩額	その他	当别不戏同
基本地方公共団体健全化基金	920,287	9,041	_	9,041	_	920,287
合 計	920,287	9,041	_	9,041	_	920,287

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
 - 2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。



内部統制報告書

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令

第19条第1項及び第28条

【作成日】 令和3年5月28日

【法人名】 地方公共団体金融機構

【英訳名】 Japan Finance Organization for Municipalities

【代表者の役職氏名】 理事長 佐藤 文俊

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館 【主たる事務所の所在の場所】 【縦覧に供する場所】 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公 表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実 施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整 備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的 な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全 には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和3年3月31日を基準日として行われており、評価 に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った 上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、 選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統 制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。ま た、対象の性質に応じて、決算業務の適正性(決算・財務報告プロセス統制)、ITの適切な運営(IT全般統制)につい ての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決 定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全 社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大 きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発 生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は 業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日(令和3年3月31日)現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効である と判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上



▶健全化判断比率等に基づく 令和2年度末貸付残高の分類

令和2年度の機構貸付残高23兆1,443億円のうち、23兆1,286億円、99.93%は、地方公共団体向けの貸付債権となって おります。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に 関する法律」(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び 地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類 を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の状況

(単位:百万円)

財政健全化法による 分類	団体数	令和元年度末 貸付残高	割合	団体数	令和2年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	6,421	0.03%	1	6,431	0.03%	0	10	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,159	23,371,404	99.97%	2,166	23,122,242	99.97%	7	-249,161	0.00%
合計	2,160	23,377,825	100.00%	2,167	23,128,674	100.00%	7	-249,151	

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補塡債及び公営企業債 の貸付残高の合計である。
 - 2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(13) 15,715百万円を加えると、令和2年度末貸付残高は23,144,389百万円となる。
 - 3. 「令和2年度末貸付残高」は、総務省が令和2年度に発表した「令和元年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
 - 4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。 5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
 - 6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。

 - 7.「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

財政健全化法による 分類	事業	 令和元年度末 貸付残高	割合	事業	令和2年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全企業	4,855	12,837,159	100.00%	4,659	12,548,170	100.00%	-196	-288,988	0.00%
合計	4,855	12,837,159	100.00%	4,659	12,548,170	100.00%	-196	-288,988	

- (注) 1. 「令和2年度末貸付残高」は、総務省が令和2年度に発表した「令和元年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
 - 2. 「令和元年度末貸付残高」及び「令和2年度末貸付残高」は、1の内数である。
 - 3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
 - 4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
 - 5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
 - 6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。

地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果(令和2年度末残高)

(単位:百万円)

自己査定による 債務者区分

自己査定による 債権分類

金融再生法に基づく 開示債権

銀行法に基づく リスク管理債権

構には該当な

破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 (要管理先に相当※2)

地方道路公社(13公社) 15,722(0.07%)

破産更生債権及び これらに準ずる債権 危険債権 0 要管理債権 0

破綻先債権 延滞債権 3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権

機構貸付債 総計 23.151.184

地方道路公社の内訳 要注意先(該当なし) (要管理先以外に相当※2) 0 (0.00%)正常先(13公社) 15,722

(0.07%)

地方公共団体 (非区分※3)

23,135,461 (99.93%)

全債権 非分類※3

23,151,184

全債権 正常債権

23,151,184

- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を 適下に管理している。
 - 2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和元年度決算の数値を用いて区分している。
 - 3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。
 - 4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。) に準じて独自に定めたものですが、地方 道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ (要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの (非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

▶市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及 び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利 リスクを適切に管理しております。一方で、 $\Delta EVE^{\pm 1}$ のTier1資本相当額 $^{\pm 2}$ に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的 情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしており ますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

- (注) 1.金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の 最大値を指します。
- (注) 2.金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたΔEVEのTier1資本相当額に対す る比率は、令和3年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	ΔEVEのTier1	(100ベーシス・ホ	Tier1資本に		
	資本相当額に	※利益	相当する額		
	対する比率 (a) =- (b) / (e)	合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	作当する版 (e)
一般勘定	10.1%	△ 250,463	△ 1,355,831	1,105,367	2,482,812
	(△ 3.8%)	(+93,246)	(△ 29,201)	(+122,448)	(+16,723)

(注) ()内は前年同期比

ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a.将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金 利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b.指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和3年3月31日現在の国債レートを用いております。

c. ΔEVEの算出について

ΔEVEの算出にあたっては、令和3年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金 利 (国債レート) について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利 が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通 貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しており ます。



流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルIII規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、 ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、 換金性の高い資産 (=流動性補完資産) を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資 金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月の 資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、当 月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをして おります。

(単位:百万円、%(四捨五入により計上))

項目		令和2年	₹3月末	令和3年3月末		
	<1>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額 ^{※1}		75,000		100,000	
	<2>資金流出額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0	
3	負債性有価証券の額	257,003	257,003	345,980	345,980	
4	資金流出合計額		257,003		345,980	
	<3>資金流入額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額	
5	資金運用等に係る資金流入額**2	255,000	192,752	376,000	259,485	
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0	0	0	
7	その他資金流入額 ^{※3}	0	0	0	0	
8	資金流入合計額*4	255,000	192,752	376,000	259,485	
	<4>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		75,000		100,000	
10	純資金流出額		64,251		86,495	
11	流動性補完資産比率		117		116	

	<参考	·>	
準流動資産の合計額**5		260,437	947,432
準流動性補完資產比率 ^{※6}		522	1,211

^{※1} 機構は中央銀行(日本銀行)には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金 は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

- ※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。
- ※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。
- ※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。
- ※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

^{※2} 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件 を満たしたものです。

6章

参考資料・機構データ

参	考資料	110
	代表者会議・経営審議委員会開催実績(令和2年度)	110
	令和2年度地方債計画資金区分(第3次改正後)	111
	令和2年度事業別貸付計画	114
	令和2年度貸付金回収状況	115
	令和2年度末事業別貸付残高	116
	令和2年度末都道府県別貸付残高	118
	令和3年度同意(許可)債貸付条件一覧	122
	令和3年度地方債計画	124
	令和2年度債券発行実績	129
樵	構データ	133
	沿革	133
	組織図	134
	役員•所在地	135



一代表者会議·経営審議委員会開催実績(令和2年度)

◆ 代表者会議の開催実績

回数	年 月 日	概 要
第58回	令和2年6月11日	・令和元年度決算 ・会計監査人の選任 ・役員の兼職の承認
第59回	令和2年7月17日	・役員の任命の同意
第60回	令和2年8月1日	・役員の任命及び兼職の承認 ・経営審議委員会委員の任命
第61回	令和2年9月28日	・役員の任命及び任命の同意
第62回	令和3年3月16日	・令和3年度事業計画 ・令和3年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

◆ 経営審議委員会の開催実績

回数	年 月 日	概 要
第33回	令和2年6月5日	・令和元年度決算
第34回	令和2年8月1日	・委員長の互選
第35回	令和3年3月9日	・令和3年度事業計画 ・令和3年度予算

(単位:億円)



▶令和2年度地方債計画資金区分(第3次改正後)

◆ 通常収支分

		公的資金			民間等資金			
項 目	合計	計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受	
一 一般会計債							512	
1 公共事業等	16,195	5,448	5,162	286	10,747	7,544	3,203	
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	2,598	2,598	0	2,180	1,312	868	
3 公営住宅建設事業	1,110	401	280	121	709	658	51	
4 災害復旧事業	3,491	3,491	3,491	0	0	0	0	
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,310	1,107	203	2,017	1,237	780	
(1)学校教育施設等	1,223	645	589	56	578	481	97	
(2)社会福祉施設	373	92	0	92	281	200	81	
(3)一般廃棄物処理	639	479	424	55	160	134	26	
(4)一般補助施設等	552	94	94	0	458	126	332	
(5)施設(一般財源化分)	540	0	0	0	540	296	244	
6 一般単独事業	26,807	5,222	126	5,096	21,585	10,726	10,859	
(1)一般	2,605	79	0	79	2,526	2,196	330	
(2)地域活性化	690	86	0	86	604	511	93	
(3)防災対策	871	264	126	138	607	350	257	
(4)地方道路等	3,221	290	0	290	2,931	2,907	24	
(5)旧合併特例	6,200	879	0	879	5,321	512	4,809	
(6)緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,494	1,828	
(7)公共施設等適正管理	4,320	939	0	939	3,381	1,377	2,004	
(8)緊急自然災害防止対策	3,000	1,007	0	1,007	1,993	894	1,099	
(9)緊急浚渫推進	900	0	0	0	900	485	415	
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,200	4,545	655	10	0	10	
(1) 辺地対策	510	510	510	0	0	0	0	
(2)過疎対策	4,700	4,690	4,035	655	10	0	10	
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	66	279	
9 行政改革推進	700	0	0	0	700	513	187	
10 調整	100	0	0	0	100	33	67	
計	62,063	23,670	17,309	6,361	38,393	22,089	16,304	
二 公営企業債								
1 水道事業	6,479	5,480	2,818	2,662	999	421	578	
2 工業用水道事業	338	101	0	101	237	34	203	
3 交通事業	2,198	404	57	347	1,794	612	1,182	
4 電気事業・ガス事業	260	78	0	78	182	42	140	
5 港湾整備事業	555	188	160	28	367	115	252	
6 病院事業・介護サービス事業	4,010	2,135	746	1,389	1,875	954	921	
7 市場事業・と畜場事業	407	40	0	40	367	166	201	
8 地域開発事業	708	0	0	0	708	418	290	
9 下水道事業	13,048	7,809	3,859	3,950	5,239	1,933	3,306	
10 観光その他事業	111	9	0	9	102	10	92	
計	28,114	16,244	7,640	8,604	11,870	4,705	7,165	
合 計	90,177	39,914	24,949	14,965	50,263	26,794	23,469	
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	31,398	9,184	7,312	1,872	22,214	11,706	10,508	
四 退職手当債	800	0	0	0	800	0	800	
五補正予算債	14,547	7,143	7,069	74	7,404	0	7,404	
六 減収補塡債	13,012	10,000	4,000	6,000	3,012	0	3,012	
総 計	149,934	66,241	43,330	22,911	83,693	38,500	45,193	

◆ 東日本大震災分

復旧・復興事業 (単位:億円)

		公的資金			
項 目	合 計	財政融資	地方公共団体 金融機構		
一般会計債					
公営住宅建設事業	14	11	3		
災害復旧事業	7	7	0		
一般単独事業	1	0	1		
計	22	18	4		
公営企業債					
水道事業	1	1	0		
下水道事業	1	1	0		
計	2	2	0		
総計	24	20	4		

◆ 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位:億円)

			公的資金			民間等資金		
	項 目	合計	計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
_	一般会計債							
	1 公共事業等	16,195	5,448	5,162	286	10,747	7,544	3,203
	2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	2,598	2,598	0	2,180	1,312	868
	3 公営住宅建設事業	1,124	415	291	124	709	658	51
	4 災害復旧事業	3,498	3,498	3,498	0	0	0	0
	5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,310	1,107	203	2,017	1,237	780
	(1)学校教育施設等	1,223	645	589	56	578	481	97
	(2)社会福祉施設	373	92	0	92	281	200	81
	(3)一般廃棄物処理	639	479	424	55	160	134	26
	(4)一般補助施設等	552	94	94	0	458	126	332
	(5)施設(一般財源化分)	540	0	0	0	540	296	244
	6 一般単独事業	26,808	5,223	126	5,097	21,585	10,726	10,859
	(1)一般	2,606	80	0	80	2,526	2,196	330
	(2)地域活性化	690	86	0	86	604	511	93
	(3)防災対策	871	264	126	138	607	350	257
	(4)地方道路等	3,221	290	0	290	2,931	2,907	24
	(5)旧合併特例	6,200	879	0	879	5,321	512	4,809
	(6)緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,494	1,828
	(7)公共施設等適正管理	4,320	939	0	939	3,381	1,377	2,004
	(8)緊急自然災害防止対策	3,000	1,007	0	1,007	1,993	894	1,099
	(9)緊急浚渫推進	900	0	0	0	900	485	415
	7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,200	4,545	655	10	0	10
	(1)辺地対策	510	510	510	0	0	0	0
	(2)過疎対策	4,700	4,690	4,035	655	10	0	10
	8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	66	279
	9 行政改革推進	700	0	0	0	700	513	187
	10 調整	100	0	0	0	100	33	67
•••••	計	62,085	23,692	17,327	6,365	38,393	22,089	16,304
=	公営企業債							
	1 水道事業	6,480	5,481	2,819	2,662	999	421	578
	2 工業用水道事業	338	101	0	101	237	34	203
	3 交通事業	2,198	404	57	347	1,794	612	1,182
	4 電気事業・ガス事業	260	78	0	78	182	42	140
	5 港湾整備事業	555	188	160	28	367	115	252
	6 病院事業・介護サービス事業	4,010	2,135	746	1,389	1,875	954	921
	7 市場事業・と畜場事業	407	40	0	40	367	166	201
	8 地域開発事業	708	0	0	0	708	418	290
	9 下水道事業	13,049	7,810	3,860	3,950	5,239	1,933	3,306
	10 観光その他事業	111	9	0	9	102	10	92
************	計	28,116	16,246	7,642	8,604	11,870	4,705	7,165
	合 計	90,201	39,938	24,969	14,969	50,263	26,794	23,469
Ξ	臨時財政対策債	31,398	9,184	7,312	1,872	22,214	11,706	10,508
四四	退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
五	補正予算債	14,547	7,143	7,069	74	7,404	0	7,404
六	減収補塡債	13,012	10,000	4,000	6,000	3,012	0	3,012
		149,958	66,265	43,350	22,915	83,693	38,500	45,193

一令和2年度事業別貸付計画

							(単	位:億円、%)	
	区 分	│ │ 令和2年度 │計画額(A)	│ │ 令和元年度 │ 計画額(B)	差引	増減率		【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
		可圖版(八)	可凹积(D/	(A) - (B) (C)	(C) / (B)×100	令和2年度	令和元年度	差引	
	公共事業等	349	485	△ 136	△ 28.0	286	294	△ 8	
	公営住宅事業	125	155	△ 30	△ 19.4	124	126	△ 2	
	学校教育施設等整備事業	108	200	△ 92	△ 46.0	56	58	△ 2	
	社会福祉施設整備事業	97	132	△ 35	△ 26.5	92	94	△ 2	
	一般廃棄物処理事業	141	144	△ 3	△ 2.1	55	56	△ 1	
— 60:	一般事業	71	84	△ 13	△ 15.5	80	82	△ 2	
般会	地域活性化事業	98	104	△ 6	△ 5.8	86	86	0	
計	防災対策事業	148	153	△ 5	△ 3.3	138	138	0	
債	地方道路等整備事業	244	257	△ 13	△ 5.1	290	290	0	
	合併特例事業	870	822	48	5.8	879	879	0	
	緊急防災・減災事業	1,260	1,099	161	14.6	1,678	1,678	0	
	公共施設等適正管理推進事業	664	532	132	24.8	939	929	10	
	緊急自然災害防止対策事業	751	252	499	198.0	1,007	1,007	0	
	過疎対策事業	410	207	203	98.1	655	300	355	
	計	5,336	4,626	710	15.3	6,365	6,017	348	
	臨時財政対策債	4,330	4,538	△ 208	△ 4.6	4,145	4,299	△ 154	
	(一般会計債等分計)	9,666	9,164	502	5.5	10,510	10,316	194	
	水道事業 (上水道)	1,863	1,825	38	2.1	2,176	2,151	25	
	水道事業 (簡易水道)	96	106	△ 10	△ 9.4	112	126	△ 14	
	交通事業 (一般交通)	28	17	11	64.7	34	18	16	
	交通事業 (都市高速鉄道)	247	221	26	11.8	300	243	57	
	病院事業	1,041	1,144	△ 103	△ 9.0	1,087	1,319	△ 232	
公	下水道事業	3,400	3,847	△ 447	△ 11.6	3,747	3,944	△ 197	
営	工業用水道事業	82	87	△ 5	△ 5.7	101	92	9	
企業	電気事業	43	41	2	4.9	52	54	△ 2	
債	ガス事業	21	24	△ 3	△ 12.5	26	32	△ 6	
	介護サービス事業	11	14	△ 3	△ 21.4	12	17	△ 5	
	市場事業	73	75	△ 2	△ 2.7	33	45	△ 12	
	と畜場事業	1	3	△ 2	△ 66.7	1	1	0	
	駐車場事業	2	2	0	0.0	3	2	1	
	小計	6,908	7,406	△ 498	△ 6.7	7,684	8,044	△ 360	
				1					

(単位:億円、%)

区分事業等名		令和2年度 令和元年度 計画額(A) 計画額(B)		差引	増減率		】地方債計画記 当初計画ベース	
-		引回領(A) 	引	(A) - (B) (C)	(C) / (B)×100	令和2年度	令和元年度	差引
<i>/</i> /\	港湾整備事業	25	28	△ 3	△ 10.7	28	29	△1
公営企業債	観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業	1	2	△1	△ 50.0	3	4	△1
頂	小計	26	30	△ 4	△ 13.3	31	33	△ 2
	計	6,934	7,436	△ 502	△ 6.8	7,715	8,077	△ 362
	計	16,600	16,600	0	0.0	18,225	18,393	△ 168 (対前年度比△0.9%)

- (注) 1.事業等名は、令和2年度地方債計画に基づき区分した。
- (注) 2.貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- (注) 3.地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計6億円を計上した。
- (注) 4.上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 - ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 - ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還 の財源として発行する被災施設借換債

▶令和2年度貸付金回収状況

(単位:件、百万円)

区分		元	金	利息		
		件数	金額	件数	金額	
	一般貸付	460,394	1,793,783	518,901	250,525	
長期貸付 定期償還	公社貸付	214	5,962	214	329	
	計	460,608	1,799,746	519,115	250,854	
	一般貸付	256	14,596	241	2	
長期繰上償還	公社貸付	5	112	5	0	
	計	261	14,709	246	2	
同意(許可)	前貸付償還	-	-	-	-	
短期貸付償還		-	-	-	-	
計		460,869	1,814,454	519,361	250,856	

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

一令和2年度末事業別貸付残高

区分	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構 成 比(%)
	公共事業等	4,877	512,534	2.2%
	公営住宅	3,500	233,140	1.0%
	全国防災	1,268	124,538	0.5%
	学校教育施設等整備	1,630	84,961	0.4%
	社会福祉施設整備	1,730	112,163	0.5%
	一般廃棄物処理	490	53,065	0.2%
	一般	933	83,739	0.4%
	地域活性化	1,770	83,464	0.4%
	防災対策	2,823	171,260	0.7%
加入二度	地方道路等整備	6,088	495,914	2.1%
一般会計債	合併特例	5,964	1,091,903	4.7%
	緊急防災・減災	11,987	814,650	3.6%
	公共施設最適化	88	20,552	0.1%
	公共施設等適正管理推進	1,606	203,536	0.9%
	緊急自然災害防止対策	734	60,925	0.3%
	過疎対策	1,685	49,888	0.2%
	臨時地方道整備	10,670	522,883	2.3%
	臨時河川等整備	1,059	20,267	0.1%
	臨時高等学校整備	91	10,014	0.0%
	一般補助施設整備等	23	5,177	0.0%
	(小計)	59,016	4,754,575	20.5%
臨時	財政対策債	8,648	5,800,992	25.1%
減	収補塡債	5	69,486	0.3%
	上水道	46,333	2,897,610	12.5%
	簡易水道	8,065	236,624	1.0%
	一般交通	166	12,582	0.1%
	高速鉄道	684	750,040	3.2%
公営企業債	病院	4,426	1,127,473	4.9%
	下水道	121,877	7,067,352	30.5%
	工業用水道	2,159	163,418	0.7%
	電気	439	46,971	0.2%
	ガス	297	25,815	0.1%

区 分	事業等名	件数(件)	金 額(百万円)	構 成 比(%)
	港湾整備	788	38,375	0.2%
	介護サービス	424	19,143	0.1%
	市場	614	97,603	0.4%
公営企業債	と畜場	106	7,718	0.0%
	観光施設	68	2,119	0.0%
	駐車場	108	10,655	0.0%
	産業廃棄物処理	8	124	0.0%
	(小計)	186,562	12,503,621	54.0%
	計	254,231	23,128,674	99.9%
地方道路公社	有料道路(公社)	83	15,715	0.1%
_ 合	計	254,314	23,144,389	100.0%

⁽注) 1.有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。

⁽注) 2.四捨五入により計が一致しないことがあります。

一令和2年度末都道府県別貸付残高

13 1-4	都道	府県	ī	市		町村	
県域	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
北海道	292	457,292	5,461	662,053	8,606	209,245	
青森県	187	34,253	2,127	271,226	1,441	45,893	
岩手県	248	52,128	2,737	251,896	869	31,274	
宮城県	323	114,357	4,629	396,428	2,663	53,323	
秋田県	208	28,089	4,616	263,747	1,049	9,358	
山形県	217	76,769	2,835	167,019	1,940	35,518	
福島県	427	93,298	3,669	240,279	3,085	55,034	
茨城県	479	134,766	7,041	472,039	1,434	40,548	
栃木県	268	77,999	3,233	229,682	883	28,330	
群馬県	208	28,687	3,414	203,057	1,784	32,509	
埼玉県	245	278,187	6,739	698,811	1,878	58,630	
千葉県	383	139,134	5,362	721,265	938	27,032	
東京都	96	101,018	2,239	307,811	172	4,792	
神奈川県	202	204,911	3,340	811,348	1,300	49,589	
新潟県	263	54,064	7,992	418,860	970	17,180	
富山県	251	27,490	3,612	284,308	564	21,524	
石川県	137	28,987	2,849	176,649	1,292	45,136	
福井県	204	30,025	2,205	158,964	780	10,420	
山梨県	144	29,645	2,782	106,778	976	15,989	
長野県	269	37,387	4,192	251,737	3,186	55,323	
岐阜県	221	154,144	4,372	209,322	1,373	41,624	
静岡県	297	45,144	5,121	366,202	826	27,241	
愛知県	214	217,406	5,369	632,500	905	24,636	
三重県	402	146,491	4,065	315,400	1,103	28,842	

(単位:件、百万円)

企業	団等	道路	公 社	合 計		11 45 # #
件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
295	25,509			14,654	1,354,099	5.9%
106	15,842			3,861	367,213	1.6%
215	18,767			4,069	354,064	1.5%
128	7,910			7,743	572,017	2.5%
12	1,584			5,885	302,777	1.3%
174	9,554			5,166	288,861	1.2%
180	17,263			7,361	405,874	1.8%
269	27,198	1	18	9,224	674,569	2.9%
19	2,823			4,403	338,835	1.5%
252	27,453			5,658	291,706	1.3%
325	18,660	1	4	9,188	1,054,292	4.6%
589	45,287	3	625	7,275	933,344	4.0%
31	15,045			2,538	428,666	1.9%
57	35,479			4,899	1,101,327	4.8%
244	16,906			9,469	507,009	2.2%
149	13,292			4,576	346,614	1.5%
36	2,999			4,314	253,772	1.1%
66	2,910			3,255	202,319	0.9%
147	4,498			4,049	156,910	0.7%
186	12,599	2	15	7,835	357,062	1.5%
12	996			5,978	406,086	1.8%
77	9,078	7	150	6,328	447,816	1.9%
76	2,518	27	9,084	6,591	886,144	3.8%
31	4,580			5,601	495,313	2.1%

18 1-4	都道	府 県	Ī		町村	
県域	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀県	192	76,010	4,087	236,350	606	13,710
京都府	192	44,592	3,713	470,613	1,163	30,415
大阪府	86	179,453	6,075	1,262,762	966	37,998
兵庫県	311	412,689	8,352	971,979	2,225	88,149
奈良県	267	106,180	2,474	196,648	2,101	68,964
和歌山県	113	48,894	1,812	225,865	1,625	59,697
鳥取県	355	98,361	1,293	110,417	1,899	43,328
島根県	288	93,918	2,706	195,188	319	7,848
岡山県	214	79,845	4,604	318,577	1,274	25,878
広島県	471	188,789	4,253	431,586	950	29,205
山口県	414	54,878	4,205	263,603	621	11,120
徳島県	191	40,233	1,516	124,344	880	29,253
香川県	164	27,138	1,775	109,685	734	21,742
愛媛県	81	29,259	2,289	196,228	710	25,968
高知県	166	94,095	1,792	135,566	905	27,144
福岡県	93	163,759	5,375	842,536	2,290	102,613
佐賀県	68	35,537	1,606	153,672	657	28,969
長崎県	138	55,696	2,763	260,924	739	18,525
熊本県	150	78,236	2,724	192,868	1,781	54,305
大分県	80	29,530	2,305	135,597	204	7,135
宮崎県	140	67,848	2,038	147,363	737	20,176
鹿児島県	175	132,000	2,332	163,897	901	27,693
沖縄県	223	94,547	1,630	162,844	911	25,999
合計	10,757	4,823,160	171,720	15,926,491	65,215	1,774,822

⁽注) 1.四捨五入により計が一致しないことがあります。

⁽注) 2.東京都の「市」欄には特別区に対する貸付(294件、59,227百万円)を含む。

(単位:件、百万円)

()						
構成比	計	合	公 社	道路	団等	企業
伸	金額	件数	金額	件数	金額	件数
1.4%	333,631	5,042			7,561	157
2.4%	552,280	5,103	101	3	6,558	32
6.7%	1,551,833	7,567			71,619	440
6.6%	1,519,022	11,309	327	8	45,878	413
1.6%	376,615	4,895			4,824	53
1.5%	342,162	3,648			7,706	98
1.1%	254,119	3,581			2,012	34
1.3%	301,214	3,391			4,260	78
1.9%	435,816	6,191			11,515	99
2.8%	654,903	5,705	2,813	13	2,511	18
1.4%	334,958	5,346			5,357	106
0.8%	193,975	2,590			146	3
0.8%	182,099	3,270			23,534	597
1.1%	252,226	3,099			771	19
1.1%	264,340	2,873			7,535	10
4.9%	1,136,351	8,159	2,576	17	24,867	384
1.0%	228,403	2,490			10,224	159
1.5%	337,836	3,655			2,692	15
1.5%	347,010	4,722	3	1	21,597	66
0.7%	172,262	2,589				
1.0%	236,060	2,931			674	16
1.4%	325,136	3,425			1,546	17
1.2%	285,451	2,813			2,061	49
100.0%	23,144,389	254,314	15,715	83	604,202	6,539

令和3年度同意(許可)債貸付条件一覧

								貸付条	件		
貸付	寸の			岱	付対象事業	固定金	 利方式	利率見	 直し方式		
種	類			Ą.	13.八多于木	賞還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率の 種類	償還の 方法
					道路事業	20	5	20	5		
			公共事	事業等	学校教育施設等整備事業 (太陽光発電整備)	15	3	15	3		
					社会福祉施設整備事業		3	25	3		
			公営住宅	事業	 業		5	25	5		
				学校教育	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25	3		
			教育・福祉 施設等	施設等 整備事業	幼稚園その他の学校施設等	25	3	25	3		
			整備事業	社会福祉	施設整備事業	25	3	25	3		
				一般廃棄物	勿処理事業	20	3	20	3		
					地域総合整備資金貸付事業	15	5	15	5		
		_		_	被災施設復旧関連事業	30	5	30	5		
		般会		般 事	河川等分	- 20	5	5 20	5		
		計		業	臨時高等学校改築等分	20	J	20)		半年
		債	般		出資金・貸付金、負担金	30	5	30	5		賦元
			単	地域活性位	化事業	30	5	30	5		利
			独事	防災対策	事業	30					均 等
	_		業	地方道路等	等整備事業	20	5	20	5	#\$I\$	賞還
一般	長期			合併特例	事業					機構特別利率	まし
貸	貸			緊急防災	る会防災・減災事業		5	30	5	別利	たは
付	付				等適正管理推進事業	30				利	半年
				緊急自然多	災害防止対策事業						賦
			過疎		施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	40	5		元金
			対策事業		上記以外の施設 	30	5	30	5		均
					寺続的発展特別事業 	12	3	12	3		等償
		臨時	財政対策債		・指定都市に対する貸付け	_	_	30	3		還
					の地方公共団体に対する貸付け			20	3		
			水道事業	上水道 簡易水道		30	5	40	5		
				间勿小足	 バス	5	1		_		
				— 般	 電車	13	3	13	3		
		公	交通事業	交	 車庫・営業所	20	5	30	5		
		営企	スペチバ	通		15	3	15	3		
		業		高速鉄道		30	5	40	5		
		債			病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎		5	30	5		
			病院事業	その他		10	2	10	2		
			下水道事	業		30	5	40	5		
			工業用水流	直事業		30	5	40	5		

							貸作	 寸条件		
	貸付の 種類			(貸付対象事業) (固定金利方式		直し方式	利率の	償還の
任	: * **				償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内	種類	方法
				水力発電	30	5	30	5		
			電気	廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3	100 144	
			事業	風力発電	17	3	17	3	機構 特別利率	半年
				太陽光発電] '/	5	17	5	1933137	
			ガス事		25	5	25	5		元
			港湾	埋立	30	5	40	5		均
			整備	上屋・倉庫・貯木場	30	3	31	3	基準利率	等價
	長	公党	事業	荷役機械・引船	17	3	17	3		還
一般	期貸	公営企業債	介護力	ナービス事業	ビス事業 30 5 30 5		5	IAN I++	た 1+	
貸	付	債	市場事	事業	30	5	40	5	機構 特別利率	半
付			と畜場	易事業	30	5	30	5	1333131	年 」 賦
			観光施設	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率	半年賦元利均等償還または半年賦元金均等償還
			事業	上記以外の施設	10	3	10	3	整年 刊平	等償
			駐車場	易事業	20	3	20	3	機構 特別利率	迷
			産業原	· 廃棄物処理事業	10	3	10	3	基準利率	
	同意・許可前 貸付 長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に 振り替える日		-	基準利率			

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの (東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法 律関連)については、「30年以内」とする。

備考2 過疎対策事業の簡易水道施設、下水道処理施設及び港湾施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考3 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考4「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考5資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考7 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ご と又は10年ごとの見直しとする。)

備考8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置 期間とする。

本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置 期間とする。



一令和3年度地方債計画

1.令和3年度地方債計画(通常収支分)

(単位:億円.%)

で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			(単位:億円、%)		
項目	令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100		
- 一般会計債						
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6		
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	_	4,778	△ 4,778	皆減		
3 公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7	△ 0.6		
4 災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7	△ 0.6		
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2		
(1)学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0		
(2)社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5		
(3)一般廃棄物処理	639	639	0	0.0		
(4)一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5		
(5)施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6		
6 一般単独事業	27,724	26,807	917	3.4		
(1)一般	2,322	2,605	△ 283	△ 10.9		
(2)地域活性化	690	690	0	0.0		
(3)防災対策	871	871	0	0.0		
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0		
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0		
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0		
(7)公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0		
(8)緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3		
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2		
	5,520	5,210	310	6.0		
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0		
(2)過疎対策	5,000	4,700	300	6.4		
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0		
9 行政改革推進	700	700	0	0.0		
10 調整	100	100	0	0.0		
計	56,050	59,720	△ 3,670	△ 6.1		
1 水道事業	5,258	5,570	△ 312	△ 5.6		
	303	338	△ 35	△ 10.4		
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3		
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0		
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9		
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1		
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3		
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1		
9下水道事業	11,934	12,383	△ 449	△ 3.6		
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0		
計	24,726	25,418	△ 692	△ 2.7		
合計	80,776	85,138	△ 4,362	△ 5.1		

(単位:億円、%)

項	目	令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差引 (A)- (B) (C)	增減率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		54,796	31,398	23,399	74.5
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金	債	(241)	(247)	(△6)	(△ 2.4)
	総計	(241)	(247)	(△6)	(△ 2.4)
π	ਔi.∃	136,372	117,336	19,037	16.2
—————————————————————————————————————	普通会計分	112,407	92,783	19,625	21.2
PJ 하시	公営企業会計等分	23,965	24,553	△ 588	△ 2.4
資金区分					
公的資金		58,662	47,547	11,115	23.4
財政融資資金		36,839	29,326	7,513	25.6
地方公共団体金融	機構資金	21,823	18,221	3,602	19.8
(国の予算等貸付金	金)	(241)	(247)	(△ 6)	(△ 2.4)
民間等資金	民間等資金		69,789	7,922	11.4
市場公募	市場公募		38,500	6,200	16.1
銀行等引受		33,010	31,289	1,722	5.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2.令和3年度地方債計画(東日本大震災分)

復旧・復興事業 (単位:億円、%)

	項目	令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	增減率 (C)/ (B)×100
一般会計債					
公営住宅建設事	事業	7	14	△ 7	△ 50.0
災害復旧事業		2	7	△ 5	△ 71.4
一般単独事業		1	1	0	0.0
公営企業債					
水道事業	水道事業		1	0	0.0
下水道事業	下水道事業		1	△1	皆減
国の予算等貸付金値	Į.	(1)	(2)	(△1) (△50.0)	
	総計	(1)	(2)	(△1)	(△ 50.0)
	in 公司	11	24	△ 13	△ 54.2
内訳	普通会計分	8	15	△ 7	△ 46.7
LA9/	公営企業会計等分	3	9	△ 6	△ 66.7
	公的資金				
資金区分	財政融資資金	8	20	△ 12	△ 60.0
貝並区刀	地方公共団体金融機構資金	3	4	△1	△ 25.0
	(国の予算等貸付金)	(1)	(2)	(△1)	(△ 50.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助 施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行す る公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

3.令和3年度地方債計画(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

項目	令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	增減率 (C)/(B)×100
一一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,110	1,124	△ 14	△ 1.2
4 災害復旧事業	1,143	1,155	△ 12	△ 1.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
(1)学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2)社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5
(3)一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4)一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5
(5)施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6
6 一般単独事業	27,725	26,808	917	3.4
(1)一般	2,323	2,606	△ 283	△ 10.9
(2)地域活性化	690	690	0	0.0
(3)防災対策	871	871	0	0.0
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8)緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
(9)緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0
(2)過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,060	59,742	△ 3,682	△ 6.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,259	5,571	△ 312	△ 5.6
2 工業用水道事業	303	338	△ 35	△ 10.4
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1
9 下水道事業	11,934	12,384	△ 450	3.6
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0
큵ㅏ	24,727	25,420	△ 693	△ 2.7
合計	80,787	85,162	△ 4,375	△ 5.1

(単位:億円、%)

項目		令和3年度 計画額(A)	令和2 年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C) / (B)×100
三 臨時財政対策債		54,796	31,398	23,399	74.5
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五国の予算等貸付金	 企債	(242)	(249)	(△ 7)	(△ 2.8)
	総計	(242)	(249)	(△ 7)	(△ 2.8)
	松心古	136,383	117,360	19,024	16.2
内訳	普通会計分	112,415	92,798	19,618	21.1
P1al(公営企業会計等分	23,968	24,562	△ 594	△ 2.4
資金区分					
公的資金		58,673	47,571	11,102	23.3
財政融資資金		36,847	29,346	7,501	25.6
地方公共団体金融	融機構資金	21,826	18,225	3,601	19.8
(国の予算等貸付金)		(242)	(249)	(△ 7)	(△ 2.8)
民間等資金	民間等資金		69,789	7,922	11.4
市場公募		44,700	38,500	6,200	16.1
銀行等引受		33,010	31,289	1,722	5.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助 施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。



一令和2年度債券発行実績

1.地方金融機構債(公募国内債)

#1312년 10章 300 0.155 100 R2.4.20 R12.5.26 #13.4.26 10章 300 0.155 100 R2.7.20 R12.5.26 #13.5.26 #13.4.26 10章 350 0.160 100 R2.7.20 R12.5.28 #13.5.27 #12.5.28 #12.5	回号	年限	発行額(億円)	表面利率 (%)	- 発行価額 (円)	発行日	償還日
# 133回 10年 300 0.155 100 R2.6.26 R12.26 R12.26 #135回 10年 300 0.150 100 R2.8.21 R12.26 #135回 10年 350 0.160 100 R2.8.21 R12.26 #135回 10年 350 0.145 100 R2.9.17 R12.9.27 #13.7回 10年 350 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #13.7回 10年 300 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #13.7回 10年 300 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #13.7回 10年 300 0.125 100 R2.11.20 R12.11.26 #13.10	第131回	10年	300	0.155	100	R2.4.20	R12.4.26
#3134回 10年 300 0.150 100 R2.7.20 R12.7.26 #3155回 10年 350 0.145 100 R2.9.17 R12.9.28 #3136回 10年 350 0.145 100 R2.9.17 R12.9.28 #3138回 10年 300 0.145 100 R2.9.17 R12.9.27 #3138回 10年 300 0.145 100 R2.9.17 R12.9.27 #3138回 10年 300 0.125 100 R2.11.20 R12.11.28 #3138回 10年 300 0.125 100 R2.11.20 R12.11.28 #3139回 10年 300 0.125 100 R2.11.21 R12.12.27 #3141回 10年 350 0.150 100 R3.1.21 R13.1.28 #3141回 10年 350 0.150 100 R3.3.18 R13.3.28 #382回 20年 200 0.369 100 R2.42.0 R2.24.27 #383回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R2.26.28 #384回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.27.27 #385回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.27.27 #385回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.27.27 #385回 20年 250 0.450 100 R2.11.17 R2.11.28 #386回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.27.27 #385回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.27.27 #386回 20年 250 0.450 100 R2.7.17 R2.11.28 #380回 20年 250 0.450 100 R2.7.17 R2.11.28 #380回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R3.3.28 #320 0.554 100 R3.3.18 R3.3.28 #320 0.554 100 R2.11.20 R7.11.28 #320 0.574 100 R2.4.24 R2.3.28 #320 0.574 100 R2.4.24 R2.3.28 #320 0.574 100 R2.4.24 R3.3.28 #320 0.574 100 R2.4.24 R4.3.2.4 #328.26 F514回 30年 100 0.754 100 R2.4.24 R4.3.2.4 #328.26 F514回 30年 100 0.754 100 R2.4.24 R4.3.2.8 #512回 30年 100 0.754 100 R2.4.24 R4.3.2.8 #512回 30年 100 0.754 100 R2.4.24 R4.3.2.8 #512回 30年 100 0.248 100 R2.4.24 R4.3.2.8 #512回 30年 100 R2.4.24 R3.3.2.8 #513回 12年 30 0.248 100 R2.4.24 R3.3.2.8 #513回 12年 30 0.248 100 R2.4.24 R3.3.2.8 #513回 12年 30 0.248 100 R2.4.24 R3.3.2.8 #513回 24年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.3.2.8 #513回 24年 60 0.586 100 R2.4.28 R3.1.4.28 #513回 24年 70 0.586 100 R2.4.28 R3.1.4.28 #513回 24 R4.2.28 R3.1.4.28 #513回 24 R4.2.28 R3.1.4.28 #513回 24 R4.2.28	第132回	10年	300	0.135	100	R2.5.26	R12.5.28
#135回 10年 350 0.160 100 R2.8.21 R12.8.28 #137回 10年 350 0.145 100 R2.9.17 R12.9.27 #137回 10年 300 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #138回 10年 350 0.145 100 R2.11.17 R12.10.28 #138回 10年 350 0.145 100 R2.11.21 R12.11.28 #139回 10年 300 0.125 100 R2.11.21 R12.11.28 #141回 10年 300 0.125 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.150 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.50 0.50 0.50 0.50 0.50 0.50 0.50	第133回	10年	300	0.155	100	R2.6.26	R12.6.28
#1356日 10年 350 0.145 100 R2.9.17 R12.9.27 #12.0.28 #138日 10年 350 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #138日 10年 350 0.145 100 R2.11.20 R12.11.28 #138日 10年 300 0.125 100 R2.11.20 R12.11.28 #138日 10年 300 0.125 100 R2.11.21 R12.12.27 R12.12.28 #138日 10年 300 0.125 100 R3.1.12 R13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.128 #13.22 R13.128 #13.228 #13.	第134回	10年	300	0.150	100	R2.7.20	R12.7.26
#137回 10年 300 0.145 100 R2.10.19 R12.10.28 #138回 10年 350 0.145 100 R2.11.20 R12.11.28 #138回 10年 300 0.125 100 R2.11.20 R12.11.28 #141回 10年 300 0.125 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.150 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.224 100 R3.3.18 R13.2.28 #142回 10年 350 0.224 100 R3.3.18 R13.2.28 #8142回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R2.2.27 #838回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R2.2.6.28 #848個 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.7.20 #858回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R2.7.20 #858回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R2.2.10.26 #857回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R2.2.10.26 #889回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R2.2.10.26 #889回 20年 250 0.454 100 R2.11.19 R2.2.10.26 #889回 20年 250 0.454 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #827回 5年 200 0.0454 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #827回 5年 200 0.454 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #827回 5年 200 0.554 100 R3.3.18 R2.3.2.8 #827回 5年 200 0.020 100 R2.5.2.6 R7.5.28 #810回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R3.2.4.28 #811回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R3.2.4.28 #811回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R3.2.4.28 #811回 30年 100 0.633 100 R2.4.24 R3.2.2.6 #312回 30年 150 0.716 100 R2.1.1.20 R3.2.11.28 #311日 30年 100 0.633 100 R2.4.24 R3.2.2.28 #312回 30年 150 0.76 100 R2.4.24 R3.2.2.28 #313B 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.2.2.28 #314B 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.3.2.6 #315B 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.3.2.6 #318B 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.3.2.6 #332 P332 P342 R3.3.2 #332 P342 R3 R3.4.2 R3.3.2 #332 P342 R3 R3.4.2 R3.3.2 #332 P342 R3 R3.3.2 R3.3 R3.3 R3.3 R3 R3.3 R3.3	第135回	10年	350	0.160	100	R2.8.21	R12.8.28
#13回 10年 350 0.145 100 R2.1.1.20 R12.11.28 #139回 10年 300 0.125 100 R2.1.27 R12.12.27 #141回 10年 350 0.150 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.150 100 R3.2.19 R13.2.28 #142回 10年 350 0.224 100 R3.2.19 R13.2.28 #142回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R22.4.27 #143回 20年 250 0.440 100 R2.4.20 R22.4.27 #143回 20年 250 0.450 100 R2.2.00 R2.7.27 #1450回 20年 250 0.450 100 R2.2.01 R2.7.27 #1450回 20年 250 0.450 100 R2.2.10 R2.7.27 #1450回 20年 250 0.450 100 R2.2.10 R2.7.27 #1450回 20年 250 0.450 100 R2.1.19 R22.10.26 #1460回 20年 250 0.454 100 R2.1.19 R22.10.26 #1460回 20年 250 0.454 100 R2.1.17 R2.1.2.28 #1460回 20年 250 0.454 100 R3.1.31 R2.3.3.28 #1460回 20年 250 0.454 100 R3.1.31 R2.3.3.28 #1470回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R2.3.3.28 #1470回 30年 250 0.554 100 R3.3.18 R2.3.3.28 #1470回 30年 200 0.020 100 R2.5.26 #1470回 30年 200 0.020 100 R2.1.120 R7.1.128 #1500回 30年 100 0.020 100 R2.1.120 R7.1.128 #1500回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #1120 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #1120 30年 150 0.716 100 R2.4.24 R1.1.20 R3.1.128 #1510回 134 30 0.248 100 R2.4.24 R1.4.1.26 #51510回 134 30 0.248 100 R2.4.24 R1.4.1.26 #51510回 134 30 0.248 100 R2.4.24 R1.4.1.26 #51510回 39年 60 0.577 100 R2.4.24 R1.4.1.26 #51510回 39年 60 0.577 100 R2.4.24 R1.4.1.26 #5220回 39年 50 0.556 100 R2.4.24 R3.3.26 #5310回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R3.3.26 #5310回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R3.3.26 #5310回 40年 30 0.630 100 R2.4.28 R3.4.28 #5220回 39年 50 0.577 100 R2.4.24 R3.3.26 #5310回 40年 30 0.630 100 R2.4.28 R3.4.28 #5220回 39年 60 0.3577 100 R2.4.24 R3.4.29 #5310回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R3.4.29 #5320回 6年 60 0.0357 100 R2.4.28 R3.4.29 #5330回 6年 60 0.0366 100 R2.4.28 R3.4.29 #5380回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.26 #5380回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.26 #5380回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.26 #5330回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.26 #5330回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.26	第136回	10年	350	0.145	100	R2.9.17	R12.9.27
#139回 10年 300 0.125 100 R2.12.17 R12.12.27 #140回 10年 300 0.125 100 R3.1.22 R13.1.28 #141回 10年 350 0.150 100 R3.2.19 R13.2.28 #182回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 #182回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R22.6.28 #184回 20年 250 0.450 100 R2.2.27 #183回 20年 250 0.450 100 R2.2.20 R22.7.27 #185回 20年 250 0.450 100 R2.2.10 R2.2.2.2 #185回 20年 250 0.459 100 R2.2.10 R2.7.20 #186回 20年 250 0.459 100 R2.2.10 R2.7.20 #187回 20年 250 0.450 100 R2.10.19 R2.10.26 #187回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R2.10.26 #188回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #188回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #188回 20年 200 0.554 100 R3.1.22 R2.3.1.28 #188回 5年 200 0.020 100 R2.2.10 R2.12.27 #187回 30年 200 0.554 100 R3.1.12 R2.3.2.28 #181回 30年 200 0.554 100 R3.1.28 R2.3.2.28 #181回 30年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #181回 30年 100 0.020 100 R2.1.2.1 R2.3 #1812回 30年 100 0.633 100 R2.1.2.1 R3.3 #1812回 30年 100 0.633 100 R2.4.2 R3.2.4.28 #1812回 30年 100 0.633 100 R2.4.2 R3.2.4.2 R3.2.4 R3.3 #1812回 30年 100 0.633 100 R2.4.2 R3.2.4 R3.2 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.2 R3.2 R3.2 R3.2 R3.2 R3.2 R3.2 R3.2 R3	第137回	10年	300	0.145	100	R2.10.19	R12.10.28
##141回 10年 300 0.125 100 R3.1.22 R13.1.28 #1312.8 #141回 10年 350 0.150 100 R3.2.19 R13.2.28 #132.28 ##14回 10年 350 0.224 100 R3.2.19 R13.2.28 ##14回 10年 350 0.224 100 R3.3.18 R13.3.28 ##82回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R22.4.27 ##83回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R22.6.28 ##84回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 ##855回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 ##855回 20年 250 0.450 100 R2.10.19 R2.10.26 ##86回 20年 250 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 ##86回 20年 250 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 ##86回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 ##87回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 ##87回 20年 250 0.554 100 R3.1.22 R23.1.28 ##88回 5年 200 0.020 100 R2.1.1.10 R3.1.22 R3.1.28 ##88回 5年 200 0.020 100 R2.1.1.20 R7.1.28 ##88回 5年 200 0.020 100 R2.1.20 R7.5.28 ##88回 5年 200 0.020 100 R2.1.20 R7.3.28 ##88回 5年 200 0.0517 100 R2.4.20 R7.3.28 ##88回 5年 200 0.0517 100 R2.4.20 R7.3.28 ##81回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 ##12回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 ##12回 30年 150 0.716 100 R2.4.24 R3.2.26 ##12回 30年 150 0.716 100 R2.4.24 R3.2.28 ##12回 30年 150 0.754 100 R2.2.24 R42.9.28 ##33回 40年 100 0.233 100 R2.4.24 R3.2.26 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.1.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R3.3.26 F519回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.4.28 F52回 35年 50 0.487 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.355 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.356 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 30 0.401 100 R2.5.29 R15.2	第138回	10年	350	0.145	100	R2.11.20	R12.11.28
#141回 10年 350 0.150 100 R3.2.19 R13.2.28 #1362回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R22.4.27 #1362回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R22.4.27 #1383回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R22.6.28 #1384回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 #1386回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 #1386回 20年 250 0.459 100 R2.7.17 R22.9.28 #1386回 20年 250 0.459 100 R2.7.17 R22.9.28 #1386回 20年 250 0.459 100 R2.1.17 R22.9.28 #1386回 20年 250 0.459 100 R2.1.17 R22.12.28 #1386回 20年 250 0.454 100 R2.1.17 R22.12.28 #1386回 20年 250 0.454 100 R2.1.17 R22.12.28 #1386回 20年 200 0.454 100 R3.1.12 R23.1.28 #1389回 20年 250 0.554 100 R3.1.12 R23.1.28 #1399回 20年 250 0.554 100 R3.1.18 R23.3.28 #12回 30年 200 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #1310回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 #111回 30年 100 0.020 100 R2.1.1.20 R3.1.18 #1310回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 #112回 30年 100 0.633 100 R2.4.21 R3.2.12.8 #1310回 30年 100 0.633 100 R2.4.24 R29.28 #1310回 30年 100 0.633 100 R2.4.24 R29.28 #1310回 30年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 #1310回 30年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F5154回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.3.24 F5160回 13年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.3.24 F5160回 13年 30 0.238 100 R2.4.24 R13.3.24 F5160回 13年 30 0.238 100 R2.4.24 R24.24 R26.4.28 F517回 24年 60 0.577 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R26.4.28 F5210□ 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R26.4.28 F5210□ 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R26.4.28 F5210□ 15年 30 0.630 100 R2.4.24 R26.4.28 R31.4.27 F5210□ 15年 30 0.630 100 R2.4.24 R26.4.28 R31.4.27 F5210□ 15年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F5320□ 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R31.4.27 F5230□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.27 F5230□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.27 F5230□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.28 F5360□ 15年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F5360□ 15年 30 0.630 100 R2.4.28 R31.4.27 F5230□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.28 F5360□ 15年 30 0.660 100 R2.4.28 R31.4.29 F5360□ 15年 30 0.660 100 R2.5.29 R7.12.26 F5380□ 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F5380□ 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.1	第139回	10年	300	0.125	100	R2.12.17	R12.12.27
##142回 10年 350 0.224 100 R3.3.18 R13.3.28 #813.3.28 #82回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R224.27 #83回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R22.6.26 #846回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 #855回 20年 250 0.450 100 R2.7.10 R2.7.20 R22.7.27 #855回 20年 250 0.450 100 R2.7.10 R2.7.20 R22.7.27 #855回 20年 250 0.459 100 R2.9.17 R22.9.28 #86回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R22.10.26 #87回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R22.10.26 #87回 20年 250 0.454 100 R2.11.01 R22.10.26 #88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R2.1.28 #88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R2.1.28 #82回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 #827回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #82回 5年 200 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #11回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 #11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.25 #811回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #812回 30年 150 0.716 100 R2.1.1.20 R32.11.28 #33回 40年 100 0.754 100 R2.4.24 R32.1.28 #33回 40年 100 0.754 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.8.19 R32.8.12 F515回 12年 30 0.243 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.11.26 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.11.26 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.11.26 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.3.24 F552回 9年 30 0.630 100 R2.4.24 R14.12.6 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.3.24 F552回 25年 50 0.487 100 R2.4.24 R14.3.24 F552回 25年 50 0.487 100 R2.4.24 R2.4.28 R31.4.28 F533回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R31.4.28 R552回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.28 R5520回 25年 50 0.487 100 R2.4.30 R52.4.28 R5520回 25年 50 0.487 100 R2.4.30 R52.4.30 R52.4.30 R5530回 40年 30 0.626 100 R2.5.28 R52.30 R52.30 R5530回 40年 30 0.626 100 R2.5.28 R53.30 R52.4.30 R52.30 R5530	第140回	10年	300	0.125	100	R3.1.22	R13.1.28
第82回 20年 200 0.369 100 R2.4.20 R22.4.27 R83回 20年 250 0.440 100 R2.6.26 R22.6.28 R884回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 R885回 20年 250 0.459 100 R2.9.17 R22.9.28 R886回 20年 250 0.459 100 R2.9.17 R22.9.28 R886回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R22.10.26 R87回 20年 250 0.430 100 R2.12.17 R22.12.28 R886回 20年 200 0.454 100 R3.1.32 R23.1.28 R886回 20年 200 0.454 100 R3.1.31 R23.3.28 R886回 20年 250 0.554 100 R3.31.31 R23.3.28 R827回 5年 100 0.020 100 R2.12.10 R7.11.28 R886回 30年 200 0.517 100 R2.12.0 R7.11.28 R810回 30年 200 0.517 100 R2.12.0 R7.11.28 R810回 30年 200 0.517 100 R2.8.19 R32.8.26 R812回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 R812回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 R812回 30年 100 0.754 100 R2.12.0 R32.1.28 R813回 40年 100 0.754 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.2.34 F515回 15年 60 0.335 100 R2.4.24 R14.2.34 F522回 552回 97	第141回	10年	350	0.150	100	R3.2.19	R13.2.28
第83回 20年 250	第142回	10年	350	0.224	100	R3.3.18	R13.3.28
第84回 20年 250 0.450 100 R2.7.20 R22.7.27 R85回 20年 250 0.459 100 R2.9.17 R22.9.28 R86回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R22.10.26 R87回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R22.10.26 R87回 20年 250 0.430 100 R3.1.22 R23.1.28 R88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 R89回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 R27回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 R88回 5年 200 0.020 100 R2.11.10 R7.11.28 R88回 5年 200 0.020 100 R2.11.10 R7.11.28 R81回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 R811回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R32.11.28 R812回 30年 150 0.716 100 R2.11.10 R32.11.28 R812回 30年 150 0.716 100 R2.4.21 R32.11.28 R83回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 R514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 35年 60 0.457 100 R2.4.24 R37.3.26 F517回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F517回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R34.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R34.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 30 0.056 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 50 0.517 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 25年 50 0.517 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 258 30 0.662 100 R2.4.28 R34.4.28 F525回 258 30 0.662 100 R2.5.28 R35.28 F535回 258 258 258 258 258	第82回	20年	200	0.369	100	R2.4.20	R22.4.27
#85回 20年 250 0.459 100 R2.9.17 R22.9.28 #86回 20年 250 0.434 100 R2.10.19 R22.10.26 #87回 20年 250 0.430 100 R2.10.17 R22.10.26 #88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 #88回 20年 250 0.554 100 R3.1.8 R23.3.28 #27回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #28回 5年 200 0.020 100 R2.11.20 R7.11.28 #31回 30年 100 0.633 100 R2.41.20 R3.24.28 #31回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #31回 30年 100 0.754 100 R2.4.20 R32.4.28 #31回 30年 100 0.754 100 R2.4.24 R32.1.28 #33回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 #514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.248 100 R2.4.24 R13.4.28 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R3.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R3.3.26 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R3.3.26 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R3.3.26 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R3.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R3.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R3.4.27 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R3.4.27 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.29 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.29 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.29 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.29 F525回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F525回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F535回 40年 30 0.6629 100 R2.5.28 R3.4.28 F535回 40年 30 0.6629 100 R2.5.28 R3.4.28 F535回 40年 30 0.6629 100 R2.5.28 R3.4.28 F535回 40年 30 0.020 100 R2.5.28 R3.4.28 F536回 54 60 0.020 100 R2.5.28 R3.4.28 F536回 54 60 0.020 100 R2.5.28 R3.4.29 F538回 64 60 0.020 100 R2.5.28 R3.4.29 F538回 64 60 0.020 100 R2.5.29 R7.1.2.25 F538回 64 60 0.020 10	第83回	20年	250	0.440	100	R2.6.26	R22.6.28
#88回 20年 250 0.454 100 R2.10.19 R2.10.26 第87回 20年 250 0.450 100 R3.1.27 R2.1.2.8 第88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 第88回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 第200 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 第200 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 第10回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 第11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 第11回 30年 100 0.716 100 R2.11.20 R3.11.28 第11回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R3.11.28 第3回 40年 150 0.754 100 R2.2.24 R42.9.28 F514回 11章 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 35年 60 0.457 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R2.4.28 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R2.4.28 F515回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R2.4.28 F52回 9年 200 0.128 100 R2.4.24 R2.4.23 F52回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R11.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R2.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R2.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 15年 30 0.401 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 27年 50 0.487 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 30 0.401 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F525回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.3.30 F525回 40年 30 0.000 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.30 F533回 40年 30 0.000 100 R2.5.28 R3.3.29 F535回 40年 30 0.000 100 R2.5.28 R3.5.28 F535回 40年 30 0.000 100 R2.5.28 R3.5.28 F535回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 F535回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 F535回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 F535回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 12年 30 0.090 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 1280 1280 1280 1280 1280 1280 1280 1280	第84回	20年	250	0.450	100	R2.7.20	R22.7.27
第87回 20年 250	第85回	20年	250	0.459	100	R2.9.17	R22.9.28
第88回 20年 200 0.454 100 R3.1.22 R23.1.28 第89回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 第23回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 R7.5.29 R7.5.28 R	第86回	20年	250	0.454	100	R2.10.19	R22.10.26
第89回 20年 250 0.554 100 R3.3.18 R23.3.28 第27回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 第28回 5年 200 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 第1回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 第1回 30年 150 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 第11回 30年 150 0.716 100 R2.4.20 R32.8.26 第11回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R32.11.28 第1回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.3.24 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R42.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R17.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R37.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.631 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.3.39 F529回 40年 30 0.662 100 R2.4.30 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.3.39 F529回 40年 30 0.6631 100 R2.4.30 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.661 100 R2.4.30 R2.5.28 R5.5.28 F535回 40年 30 0.662 100 R2.4.30 R2.5.28 R5.5.28 F535回 40年 30 0.6631 100 R2.4.30 R2.5.28 R5.5.28 F535回 40年 30 0.6631 100 R2.4.30 R2.5.28 R5.5.28 F535回 40年 30 0.669 100 R2.5.29 R7.12.26 F533回 64 40 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F533回 64 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F533回 64 60 0.020 100 R2.5.28 R1.5.28 F535回 134 30 0.050 100 R2.5.29 R7.12.	第87回	20年	250	0.430	100	R2.12.17	R22.12.28
#27回 5年 100 0.020 100 R2.5.26 R7.5.28 #28回 5年 200 0.020 100 R2.11.20 R7.11.28 #10回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R3.24.28 #11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #11回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R3.21.1.28 #31回 40年 100 0.754 100 R2.11.20 R3.21.1.28 #31回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R4.2.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R14.3.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.28 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.1.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R2.6.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R3.7.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R4.2.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R3.7.3.26 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.3.29 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R3.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.28 R3.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.28 R3.4.28 F526回 15年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F527回 21年 30 0.526 100 R2.4.28 R3.4.28 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F531回 28 30 0.005 100 R2.5.28 R3.1.2.8 F531回 28 30 0.005 100 R2.5.28 R3.5.28 F531回 28 30 0.005 100 R2.5.28 R3.5.28 F531回 28 30 0.005 100 R2.5.28 R3.5.29 F533回 64 60 0.000 100 R2.5.28 R3.5.29 F534回 74 60 0.000 100 R2.5.28 R3.5.29 F534回 74 60 0.000 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 74 60 0.000 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 74 60 0.000 100 R2.5.29 R3.5.29 F5340 74 60 0.0000 100 R2.5.29 R3.5.29 F5340 74 60 0.000 100 R2.5.29 R3.5.29	第88回		200	-	100		
#28回 5年 200 0.020 100 R2.11.20 R7.11.28 第10回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 第11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 第12回 30年 150 0.716 100 R2.8.19 R32.8.26 第12回 30年 150 0.716 100 R2.8.11.20 R32.11.28 #3回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R37.3.26 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.28 R11.4.27 F52回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F52回 9年 00 0.128 100 R2.4.28 R17.4.27 F52回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R37.4.26 F53回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R37.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.28 R31.4.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.28 R31.4.28 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.28 R31.4.28 F529回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.28 R32.4.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F531回 27年 30 0.401 100 R2.4.30 R3.3.29 F532回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R3.3.29 F533回 40年 30 0.629 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 40年 30 0.629 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 64 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 F535回 13年 30 0.292 100 R2.5.28 R3.5.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R3.5.28 F537回 18年 30 0.292 100 R2.5.28 R3.5.29 F538回 64 60 0.020 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.29 R3.5.29 F534回 74 80 0.020 R3.5.2							
#10回 30年 200 0.517 100 R2.4.20 R32.4.28 #11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #12回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R32.11.28 #13回 40年 100 0.754 100 R2.11.20 R32.11.28 #13回 40年 100 0.754 100 R2.4.24 R42.9.28 #514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 #515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 #516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.3.24 #517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R26.4.28 #518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R37.3.26 #519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 #519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 #519回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R17.4.27 #521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 #522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R17.4.27 #522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 #523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 #525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.27 #525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 #525回 15年 30 0.340 100 R2.4.28 R31.4.28 #525回 27年 30 0.340 100 R2.4.28 R31.4.28 #525回 27年 30 0.340 100 R2.4.28 R31.4.28 #525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R31.4.28 #525回 40年 30 0.627 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.329 #528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.329 #553回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.3.29 #553回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.30 #533回 40年 30 0.629 100 R2.5.28 R3.5.29 #533回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 #535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R3.5.28 #535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R3.5.28 #535回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 #535回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 #535回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 #538回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 #538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 #538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 #548回 64 60 0.020 100 R			+	-			
#11回 30年 100 0.633 100 R2.8.19 R32.8.26 #12回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R32.11.28 #33回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.9.24 R42.9.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R42.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R17.4.27 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R31.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R2.3.29 F527回 21年 30 0.606 100 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.28 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.28 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.28 F538回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.28 F539回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.28 F531回 2 年 30 0.005 100 R2.5.28 R3.5.29 F538回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 F538回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R4.5.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R4.5.29 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F538回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F538回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F538回 7542回 7542 7542							
#12回 30年 150 0.716 100 R2.11.20 R32.11.28 #33回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R37.3.26 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F521回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.340 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.620 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 21年 30 0.620 100 R2.4.30 R33.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R33.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R3.3.29 F538回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R3.3.29 F538回 40年 30 0.629 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.5 R7.12.26 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.2 R8.5.28 R5.5.28 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.2 R8.5.28 R5.5.28 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.2 R8.5.28 R5.5.28 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.2 R8.5.2 R7.12.26 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.2 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.2 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.2 R7.12.25 F539回 6年 200							
#3回 40年 100 0.754 100 R2.9.24 R42.9.28 F514回 11年 60 0.180 100 R2.4.24 R13.4.28 F515回 12年 30 0.233 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.238 100 R2.4.24 R14.3.24 F516回 13年 30 0.248 100 R2.4.24 R14.11.26 F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R26.2.8 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.28 R11.4.27 F52回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F52□ 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F52□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F52□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F52□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F52□ 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R31.4.28 F52□ 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F52□ 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F52□ 29年 30 0.526 100 R2.4.30 R11.28 F52□ 21年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F52□ 21年 30 0.340 100 R2.4.30 R2.3.2.9 F52□ 21年 30 0.341 100 R2.4.30 R2.3.2.9 F52□ 21年 30 0.621 100 R2.4.30 R2.3.2.9 F52□ 30 0.521 100 R2.4.30 R2.3.30 R2.3.30 F52□ 30 0.621 100 R2.4.30 R2.3.30 R2.3.30 R52.30 R53□ 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R2.3.30 R2.3.30 R53□ 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.28 F53□ 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 R53□ 40年 30 0.629 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 64 60 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 13年 30 0.020 100 R2.5.28 R3.5.28 R53□ 13年 30 0.020 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.28 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.28 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.28 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.28 R3.5.29 R53□ 13年 30 0.369 100 R2.5.29 R7.12.26 R53□ 15年 30 0.066 100 R2.5.29 R7.12.25 R53□ 15年 30 0.060 100 R2.5.							
F514回							
F515回 12年 30							1 1
F516回				-			
F517回 24年 60 0.457 100 R2.4.24 R26.4.28 F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R42.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R31.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F527回 21年 30 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
F518回 35年 60 0.577 100 R2.4.24 R37.3.26 F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R42.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R37.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F525回 21年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 R2.3.3.29 F528回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R2.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F5350 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R7.12.26 F5350 15年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.229 100 R2.5.28 R7.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R7.12.26 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R14.12.28 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R14.12.28 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R14.12.28 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R14.12.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R14.12.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R17.5.29 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R11.5.29 F543回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R14.3.22 F543回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 15年 30 0.2				-			
F519回 40年 30 0.630 100 R2.4.24 R42.4.23 F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R29.4.30 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
F520回 9年 200 0.128 100 R2.4.28 R11.4.27 F521回 15年 60 0.335 100 R2.4.28 R17.4.27 F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.28 F531回 2年 30 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></td<>				-			
F521回			+				
F522回 25年 50 0.487 100 R2.4.28 R27.4.28 F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R29.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.28 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.0				-			
F523回 28年 40 0.536 100 R2.4.28 R30.4.28 F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F531回 2年 30 0.005 100 R2.4.30 R42.4.28 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.002 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.0							
F524回 29年 30 0.526 100 R2.4.28 R31.4.28 F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.29			+	-			
F525回 40年 30 0.626 100 R2.4.28 R42.4.28 F526回 15年 30 0.340 100 R2.4.30 R17.9.28 F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.28 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F536回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369<				+			
F526回 15年 30			+				
F527回 21年 30 0.401 100 R2.4.30 R23.3.29 F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020<			 				
F528回 27年 50 0.517 100 R2.4.30 R29.4.30 F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 60 0.020 <td></td> <td></td> <td>†</td> <td>†</td> <td>i e</td> <td></td> <td></td>			†	†	i e		
F529回 40年 30 0.631 100 R2.4.30 R42.4.28 F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>			-				
F530回 40年 30 0.629 100 R2.4.30 R42.4.30 F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F542回 15年 30 0.196 <td></td> <td></td> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>			 				
F531回 2年 30 0.005 100 R2.5.7 R4.5.27 F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 <td></td> <td></td> <td>+</td> <td>+</td> <td></td> <td></td> <td></td>			+	+			
F532回 6年 60 0.020 100 R2.5.28 R7.12.26 F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R33.5.29			 		ļ		
F533回 6年 40 0.020 100 R2.5.28 R8.5.28 F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R33.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29		6年	60	0.020	100		R7.12.26
F534回 7年 40 0.020 100 R2.5.28 R9.5.28 F535回 13年 30 0.222 100 R2.5.28 R14.12.28 F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R33.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29				0.020	100		
F536回 15年 30 0.292 100 R2.5.28 R17.5.28 F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F534回	7年	40	0.020	100	R2.5.28	R9.5.28
F537回 18年 30 0.369 100 R2.5.28 R20.9.28 F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F535回	13年	30	0.222	100	R2.5.28	R14.12.28
F538回 6年 60 0.020 100 R2.5.29 R7.12.25 F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F536回	15年	30	0.292	100	R2.5.28	R17.5.28
F539回 6年 200 0.020 100 R2.5.29 R7.12.26 F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F537回	18年	30	0.369	100	R2.5.28	R20.9.28
F540回 9年 60 0.086 100 R2.5.29 R11.5.29 F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F538回	6年	60	0.020	100	R2.5.29	R7.12.25
F541回 12年 30 0.196 100 R2.5.29 R14.3.22 F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F539回	6年	200	0.020	100	R2.5.29	R7.12.26
F542回 15年 30 0.291 100 R2.5.29 R17.5.29 F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F540回	9年	60	0.086	100	R2.5.29	R11.5.29
F543回 31年 30 0.503 100 R2.5.29 R33.5.29	F541回				100	R2.5.29	R14.3.22
					ļ		
E544回			+				
1.544E2 444 200 0.010 100 K2.0.30 K0.6.27	F544回	4年	200	0.010	100	R2.6.30	R6.6.27

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	 発行日	
						[[速日 R6.6.28
F545回 F546回	4年 5年	200 60	0.010	100	R2.6.30 R2.6.30	R5.6.28
F547回	6年	120	0.023	100	R2.6.30	R8.1.30
F548回	 8年	100	0.050	100	R2.6.30	R10.6.30
F549回	 12年	200	0.205	100	R2.6.30	R14.3.30
F550回	13年	30	0.247	100	R2.6.30	R15.6.30
F551回	15年	100	0.331	100	R2.6.30	R17.6.29
F552回	15年	80	0.332	100	R2.7.1	R17.6.27
F553回	15年	50	0.331	100	R2.7.1	R17.6.28
F554回	6年	120	0.020	100	R2.7.28	R8.2.26
F555回	6年	30	0.020	100	R2.7.28	R8.2.27
F556回	6年	50	0.020	100	R2.7.28	R8.4.28
F557回	6年	50	0.020	100	R2.7.28	R8.6.26
F558回	9年	60	0.083	100	R2.7.28	R11.7.27
F559回	15年	60	0.320	100	R2.7.28	R17.7.25
F560回	3年	30	0.001	100	R2.7.30	R5.7.31
F561回	9年	200	0.101	100	R2.7.30	R11.7.30
F562回	15年	30	0.334	100	R2.7.30	R17.7.26
F563回	15年	40	0.336	100	R2.7.30	R17.7.27
F564回	17年	60	0.386	100	R2.7.30	R19.3.27
F565回	3年	150	0.001	100	R2.7.31	R5.2.28
F566回	6年	90	0.020	100	R2.7.31	R8.5.29
F567回	14年	35	0.297	100	R2.7.31	R17.1.31
F568回	15年	30	0.326	100	R2.7.31	R17.7.30
F569回	15年	100	0.327	100	R2.7.31	R17.7.31
F570回	5年 8年	60	0.024	100	R2.9.25 R2.9.25	R7.11.25 R10.9.28
F571回 F572回	 8年	100	0.059	100		
F572回 F573回	8年 	100	0.059	100	R2.9.25 R2.9.25	R11.3.26 R11.3.27
F574回	 11年	30	0.180	100	R2.9.25	R13.12.25
F575回	18年	40	0.410	100	R2.9.25	R20.9.28
F576回	21年	60	0.457	100	R2.9.25	R24.3.25
F577回	6年	30	0.020	100	R2.10.23	R8.10.23
F578回	8年	200	0.061	100	R2.10.23	R10.10.23
F579回	9年	30	0.100	100	R2.10.23	R12.3.22
F580回	11年	70	0.182	100	R2.10.23	R14.3.26
F581回	15年	30	0.314	100	R2.10.23	R17.10.23
F582回	18年	60	0.421	100	R2.10.23	R21.4.22
F583回	6年	30	0.020	100	R2.10.27	R8.10.27
F584回	9年	30	0.099	100	R2.10.27	R12.4.19
F585回	12年	30	0.214	100	R2.10.27	R15.3.28
F586回	13年	30	0.231	100	R2.10.27	R15.10.28
F587回	15年	30	0.301	100	R2.10.27	R17.10.26
F588回	6年	40	0.020	100	R2.10.28	R8.10.28
F589回	9年	50	0.074	100	R2.10.30	R11.10.30
F590回	9年	30	0.106	100	R2.10.28	R12.4.26
F591回	15年	60	0.315	100	R2.10.28	R17.10.26
F592回	18年	35	0.406	100	R2.10.28	R21.3.28
F593回	5年	60	0.024	100	R2.11.27	R8.1.27
F594回	9年 12年	50 30	0.065 0.180	100	R2.11.30	R11.11.30
F595回 F596回		60	0.180	 	R2.11.27	R14.11.26
F596回 F597回	14年 9年	100	0.262	100	R2.11.27 R2.12.23	R16.11.27 R12.6.21
F597回 F598回	9年 13年	60	0.209	100	R2.12.23	R15.12.23
F599回	22年	30	0.209	100	R2.12.23	R24.12.23
F600回	23年	30	0.483	100	R2.12.23	R25.12.23
F601回	23年 	30	0.506	100	R2.12.23	R26.12.23
F602回	9年	200	0.096	100	R3.1.28	R12.1.28
10021	フー 15年	50	0.314	100	R3.1.29	R18.1.29
F603回		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		 		
F603回 F604回	5年	70	0.015	100	R3.2.26	l R8.4.24
F603回 F604回 F605回	5年 8年	70 100	0.015 0.094	100	R3.2.26 R3.2.26	R8.4.24 R11.2.26
F604回	5年 8年 15年			100 100 100		

償還方法:満期一括償還

2.地方金融機構債券 (MTNプログラムによる債券)

		発行額		*******	外仁压蛄		
回号	年限	発行通貨 (百万)	円換算後 (億円)※	表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
第73回	5年	1,500米ドル	1,606	1.000	99.888	R2.5.21	R7.5.21
第74回	10年	210豪ドル	151	1.866	100	R2.6.11	R12.6.11
第75回	10年	120豪ドル	88	1.831	100	R2.6.12	R12.6.12
第76回	10年	60米ドル	64	1.290	100	R2.7.22	R12.7.22
第77回	5年	1,500米ドル	1,590	0.625	99.432	R2.9.2	R7.9.2
第78回	15年	40豪ドル	30	1.878	100	R2.10.15	R17.10.15
第79回	5年	43豪ドル	32	0.400	99.990	R2.10.28	R7.10.28
第80回	10年	70豪ドル	52	1.436	100	R2.10.28	R12.10.28
第81回	15年	250豪ドル	191	2.004	100	R2.11.27	R17.11.27
第82回	10年	200豪ドル	151	1.490	100	R2.11.27	R12.11.27
第83回	10年	30豪ドル	23	1.453	100	R2.11.27	R12.11.27
第84回	10年	100豪ドル	77	1.485	100	R2.12.9	R12.12.9
第85回	5年	40豪ドル	31	0.470	99.990	R2.12.17	R7.12.17
第86回	7年	500ユーロ	630	0.010	101.070	R3.2.2	R10.2.2
第87回	10年	1,250米ドル	1,313	1.375	99.064	R3.2.10	R13.2.10

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法:満期一括償還

3.地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

(1)地共連引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	 発行日 	償還日
A号第123回	10年	200	0.185	100	R2.4.20	R12.4.19
A号第124回	10年	100	0.165	100	R2.5.26	R12.5.24
A号第125回	10年	100	0.185	100	R2.6.26	R12.6.26
A号第126回	10年	100	0.180	100	R2.7.20	R12.7.19
A号第127回	10年	200	0.190	100	R2.8.21	R12.8.21
A号第128回	10年	100	0.175	100	R2.9.17	R12.9.17
A号第129回	10年	100	0.175	100	R2.10.19	R12.10.18
A号第130回	10年	100	0.175	100	R2.11.20	R12.11.20
A号第131回	10年	200	0.155	100	R2.12.17	R12.12.17
A号第132回	10年	100	0.155	100	R3.1.22	R13.1.22
A号第133回	10年	100	0.180	100	R3.2.19	R13.2.19
A号第134回	10年	100	0.254	100	R3.3.24	R13.3.24
D号第49回	20年	200	0.389	100	R2.4.20	R22.4.20
D号第50回	20年	100	0.397	100	R2.5.26	R22.5.25
D号第51回	20年	100	0.460	100	R2.6.26	R22.6.26
D号第52回	20年	100	0.470	100	R2.7.20	R22.7.20
D号第53回	20年	200	0.460	100	R2.8.21	R22.8.21
D号第54回	20年	100	0.479	100	R2.9.17	R22.9.14
D号第55回	20年	100	0.474	100	R2.10.19	R22.10.19
D号第56回	20年	100	0.469	100	R2.11.20	R22.11.20
D号第57回	20年	200	0.450	100	R2.12.17	R22.12.17
D号第58回	20年	100	0.474	100	R3.1.22	R23.1.22
D号第59回	20年	100	0.516	100	R3.2.19	R23.2.19
D号第60回	20年	100	0.574	100	R3.3.24	R23.3.22

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

(2)地共済引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 円)	発行日	 償還日
B号第54回	10年	65	0.185	100	R2.4.20	R12.4.19
B号第55回	10年	60	0.165	100	R2.5.26	R12.5.24
B号第56回	10年	85	0.185	100	R2.6.26	R12.6.26
B号第57回	10年	170	0.180	100	R2.7.20	R12.7.19
B号第58回	10年	100	0.190	100	R2.8.21	R12.8.21
B号第59回	10年	70	0.175	100	R2.9.17	R12.9.17
B号第60回	10年	65	0.175	100	R2.10.19	R12.10.18
B号第61回	10年	85	0.175	100	R2.11.20	R12.11.20
B号第62回	10年	95	0.155	100	R2.12.17	R12.12.17
B号第63回	10年	170	0.155	100	R3.1.22	R13.1.22
B号第64回	10年	120	0.180	100	R3.2.19	R13.2.19
B号第65回	10年	90	0.254	100	R3.3.24	R13.3.24
C号第54回	20年	75	0.389	100	R2.4.20	R22.4.20
C号第55回	20年	70	0.397	100	R2.5.26	R22.5.25
C号第56回	20年	95	0.460	100	R2.6.26	R22.6.26
C号第57回	20年	175	0.470	100	R2.7.20	R22.7.20
C号第58回	20年	120	0.460	100	R2.8.21	R22.8.21
C号第59回	20年	80	0.479	100	R2.9.17	R22.9.14
C号第60回	20年	75	0.474	100	R2.10.19	R22.10.19
C号第61回	20年	95	0.469	100	R2.11.20	R22.11.20
C号第62回	20年	100	0.450	100	R2.12.17	R22.12.17
C号第63回	20年	200	0.474	100	R3.1.22	R23.1.22
C号第64回	20年	130	0.516	100	R3.2.19	R23.2.19
C号第65回	20年	100	0.574	100	R3.3.24	R23.3.22

[※]地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合 連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

4.政府保証国内債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第11回	4年	600	0.001	100.16	R2.8.28	R6.8.28

※政府保証国内債の発行額は額面ベースで記載しています。

償還方法:満期一括償還



地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立 (8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始 (10月1日)
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日)
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入
平成29年度	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定

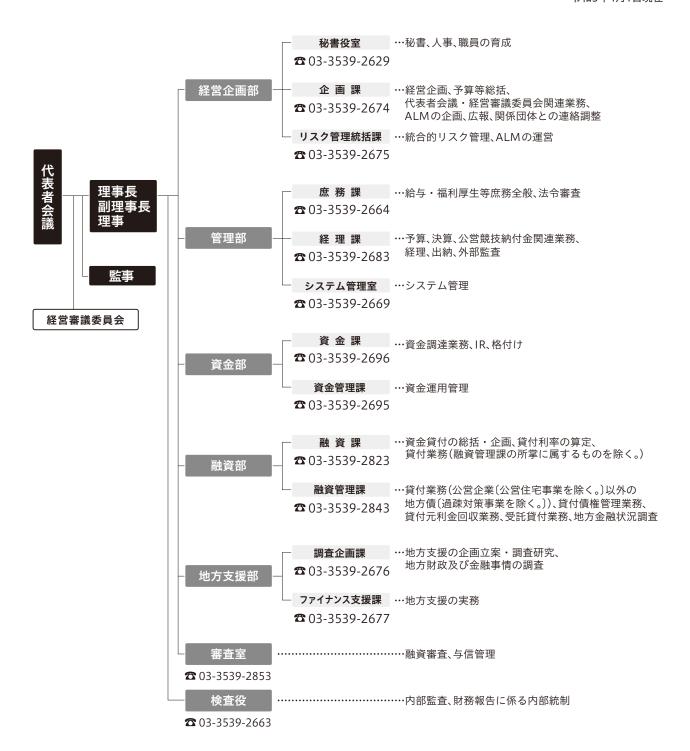
(参考)公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立 (6月1日)
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業 (地方道、河川等、高等学校整備) を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事 (1人) を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応 (3年間で廃止)
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等)を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散 (10月1日)

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部12課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和3年4月1日現在





理事長 佐藤文俊

副理事長 遠藤 寛

理 吉川 浩民 塚田 祐次 岡本 登

監 磯野 正義 大森 正明(非常勤)



▶所在地

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 https://www.jfm.go.jp/



公益財団法人 後藤·安田記念東京都市研究所 提供



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車(A7)徒歩2分 東京メトロ丸ノ内線「霞ケ関」下車 (B2)徒歩4分 東京メトロ千代田線「霞ケ関」下車 (C3)徒歩3分 東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14)徒歩3分 JR線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分



〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

地方公共団体金融機構ホームページ

https://www.jfm.go.jp/

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構 Japan Finance Organization for Municipalities